

平生町告示第10号

平成18年第3回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成18年6月2日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成18年6月15日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

新本 俊彦君	淵上 正博君
藤村 政嗣君	山名 喬二君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
河内山宏充君	増野 洋樹君
河本 史朗君	吉國 茂君
鍛冶原重雄君	安村 忠男君
福田 洋明君	川本 健吾君
平岡 正一君	

6月22日に応招した議員

応招しなかった議員

曾田 文彦君

平成18年 第3回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成18年6月15日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成18年6月15日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第2号 専決処分事項の承認について(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 認定第1号 平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 報告第1号 平成17年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第8 報告第2号 平成17年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第9 報告第3号 平成17年度平生町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第10 一般質問及び質疑
- 日程第11 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(8日間)
- 日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第2号 専決処分事項の承認について(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 認定第1号 平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 委員会付託

出席議員（15名）

1番 新本 俊彦君	2番 淵上 正博君
3番 藤村 政嗣君	5番 山名 喬二君
6番 細田留美子さん	7番 柳井 靖雄君
8番 河内山宏充君	9番 増野 洋樹君
10番 河本 史朗君	11番 吉國 茂君
12番 鍛冶原重雄君	15番 安村 忠男君
16番 福田 洋明君	17番 川本 健吾君
18番 平岡 正一君	

欠席議員（1名）

13番 曾田 文彦君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君 書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君		
政策調整室長兼出納室長		佐竹 秀道君	
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		高木 哲夫君	
企画課長	吉賀 康宏君	町民課長	田尾 正昭君
税務課長	洲山 和久君	健康福祉課長	河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長		松井 稔君	
建設課長	安村 和之君	佐賀出張所長	木谷 巖君
教育長	合頭 興亞君	教委総務課長	福本 達弥君
教委社会教育課長	弘中 賢治君		

午前9時00分開会・開議

議長（平岡 正一君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成18年第3回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（平岡 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により議長において、増野洋樹議員、河本史朗議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．会期の決定

議長（平岡 正一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決しました。

・ ・

日程第3．諸般の報告

議長（平岡 正一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成18年3月分、4月分、5月分及び6月分の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

・ ・

日程第4．承認第1号

日程第5．承認第2号

日程第6．認定第1号

日程第7．報告第1号

日程第8．報告第2号

日程第9．報告第3号

議長（平岡 正一君） 日程第4、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専

決処分事項の承認について及び日程第5、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について並びに日程第6、認定第1号平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定についての件を一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明並びに日程第7、報告第1号平成17年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてから、日程第9、報告第3号平成17年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についてまでの報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

今年も既に6月中旬に入り、1年の中間時期に差しかがろうといたしております。季節は春から初夏、そして梅雨へと自然の趣を変え、その四季折々の情緒あふれる風情に触れながら、毎年のことながら自然の豊かな営みに感動を覚えるものであります。

季節を語るとき、日本の四季には必ず花が象徴しておりますが、例えば、春は桜、夏にはヒマワリ、秋には菊、冬には梅というふうに、それぞれ美しさを感じさせてくれるものであります。今はショウブ、アジサイに目を奪われるところでございます。木々の緑が雨に濡れ、みずみずしさをたたえた風情も、また美しいものであります。ただ、梅雨の大雨だけは敬遠したいのが本音であります。とはいいながら、今年も既に、先月、フィリピン東海上で発生しました台風1号が中国大陸に向け北上し、台湾海峡を通過し、九州上陸をうかがう中、温帯低気圧に勢力を弱めたところであります。もし、台風として九州に上陸しておれば、昭和56年4月25日に鹿児島県に台風3号が上陸したという記録がありますので、観測史上2番目の早さの上陸となるところであります。こうしたことから、今年も台風襲来の当たり年にならなければいけません。当然、警戒を強めていかなければいけないと感じております。

今年のゴールデンウィークは、連休後半までは天候に恵まれましたものの、その後、低気圧や前線の影響により曇りや雨の日が多く、日照時間の少ない状況が続きました。5月中の柳井地域の日照時間は134.3時間、平年に比べると77パーセントというものであります。梅雨のはしりのような気象状況であったようでございますが、こうした中で、今年も今月8日に本格的な梅雨入りを迎えたところであります。

そのさなか、定められました平成18年第3回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご多忙中にもかかわらず、多数のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会に私の方からご提案いたします案件は、条例2件の専決処分事項の承認のほか、今年2月に解散をいたしました山口県東部地方税整理組合の平成17年度一般会計歳入歳出決算の認定、人権擁護委員の諮問1件と報告3件でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、3月定例会以降、町内の諸般のことについて申し上げてみたいと思います。

昨今届くニュースの大半は、少子化の中にあって大切に育てていかなければならない子供たちが犠牲になるという事件ばかりで、胸が痛むと同時に、日本の将来に大きな危惧を感じるものがあります。一連の事件に強い憤りを国民みんなが感じているものと思われま

す。直近の事件では、秋田県藤里町で小学校1年男児が殺害され、その被害者の2軒隣の女性が逮捕され、世間に大きな衝撃を与えております。

昨年末から、広島や栃木での小学校1年女児が犠牲になった事件、今年2月、滋賀県長浜市で幼稚園児2人が別の園児の母親に殺され、3月には川崎市の小学校3年男児が投げ落とされるという事件など、子供が犠牲になる悲惨な事件が相次ぎ、暗たんたる思いにさせられているところでもあります。さらに、岐阜県の中津川市での中学女子が交際相手の高校生に殺害されるなど、感情的で短絡的な暴発が繰り返されております。そうかと思えば、せっかく生まれてきた子供を幼児虐待で親が加害者になったり、赤ちゃんを車に寝せたままパチンコに興じる親など、かつては日本ほど子供が大切にされている国はないと、海外からもうらやましがられたものでありますが、情けない社会になったものだと思っております。

こうして、本町を含め全国各地で児童、生徒の通学路での安全を確保しようと安全パトロールや防犯マップ、子ども110番の家の設置など、地域全体でいろいろな対策や努力を積み重ねているところでありますが、事件や犯罪の背景には、家族や地域での人間関係の希薄さが指摘されております。犯罪の最大の温床は、無関心にあると思っております。地域の連帯感によるネットワーク、子供たちを見守る地域の目が大切であります。そして、子供たちが人間として命を慈しみ、他人を思いやる心を持てるように育てていくことは、今の我々大人社会に突きつけられた課題でもあると思っております。

ところで、豊かな社会といわれる現代への警鐘と受けとめるべき数字が先般発表されました。1つは、厚生労働省の人口動態調査によると、2005年の出生率がついに1.25となり、少子化に歯どめがかかっていないということでもあります。山口県も1.33という低率でありまして、事態を重く受けとめていかなければなりません。もちろん、経済的な支援を含む少子化対策も重要であります。それ以上に、将来への不安を取り除き、男女が共同して子育てに取り組める環境の中で、「家族っていいなあ」と実感できる社会を目指していくことが大切だと思っております。

もう一つは、昨年の全国の自殺者数が8年連続で3万人を超えたとのことでもあります。3万人といえば、ちょうど平生町と田布施町の人口を合わせた人々が亡くなっている計算になるわけでありまして、自殺未遂まで含めると莫大な数に上り、その病根の深さに震撼させられます。国において「自殺対策基本法」が成立する運びとなりましたが、いまやこの問題は、個人の人生観の問題からストレスを増幅させる社会全体の問題となっているともいえます。

最近のもう一つの特徴は、市場原理主義による規制緩和、民営化が推進され、競争によって社会に活力が生み出されている反面、「勝ち組」、「負け組」の2極化が進み、格差社会が出現し、モラルハザードを引き起こしているところであります。「稼ぐが勝ち」、「人の心はお金で買える」とうそぶいていたライブドアの堀江前社長に続き、村上ファンドを率いる村上世彰氏が逮捕されました。いずれも株式の売買によって急成長を遂げ、「時代の寵児」ともてはやされた「勝ち組」の象徴でありました。しかし、企業価値の向上を旗印に、アメリカ流の「物言う株主」も、結局は利ざやの稼ぎ屋でしかなかったわけでありまして、本来の資本主義には、その根本に「勤勉、節約、社会還元」というルールとモラルがあったはずであります。一連の事件は、一攫千金を夢見るマネーゲームの「あだ花」でしかなかったといえます。

次に、文部科学大臣賞受賞を取り消された画伯の盗作騒動であります。作品はどう見ても盗作でありまして、個人のモラルが厳しく問われることは当然としても、文化庁も不明のそしりを免れません。

3つ目に、社会保険庁の年金不正免除問題があります。国民年金保険料を勝手に免除、猶予して、納付率が上がったように見せかけようとしたものであります。被保険者の分子を増やす努力が求められているのに、こともあろうに、手っ取り早く分母の数を減らそうというものでありまして、まさに本末転倒、あきれてしまう事態であります。国民の年金に対する信頼をさらに失墜せしめる事件ともいえます。

これらの事件は、社会を映す鏡であり、日本社会のモラル崩壊の地響きが聞こえてくるような気がいたします。世の中すべて市場原理で割り切れるわけではありません。もう一度、日本のよき伝統、風土、文化、公共の精神を再認識し、日本人の心を取り戻していかなければいけないと思います。そうしなければ、社会の荒廃はますます深刻化すると思われれます。今こそ、まじめに頑張るものが評価され、それぞれが人生の目標に向かって、いきいきと行動できる社会を目指していこうではありませんか。

少し前置きが暗い話題ばかりで長くなりましたが、本町にかかわる内容について述べておきたいと思います。

まず、市町合併について申し上げます。

平成の大合併も昨年度末で一段落し、市町村数は7年前の平成11年3月末の3,232が、平成18年4月1日現在で1,820となり、7年間で44パーセント減少したことになります。内訳は、市が670から779へ、町が1,994から844へ、村が568から197というものであります。特に、村の減少率は65パーセント、町が58パーセントとなっております。合併件数は583、合併関係市町村数は1,995に上ります。これも、国の地方財政対策の結果からなんだろうが、地方財政制度の根幹をなした地方交付税制度が見直しをされまして、財

源保障的な役割が薄くなれば、脆弱な財政力の中小自治体にとっては選択肢が限られるものとなってきたわけでありまして、合併するしないにかかわらず、財政状況は三位一体改革等によりまして悪化しており、どこの自治体も行財政改革を進めなければならない状況にあります。

県においては4月末、合併新法に基づいて下関市、長門市を除く県内20の市町を7市、7圏域に統合する合併パターンを示し、今月末ごろには県の支援策とあわせて最終の構想が策定される状況となっております。当圏域では、これまでの柳井圏域、田布施町を含んだもともとの1市4町の枠組みとなっております。素案としての考え方は、生活圈域や小規模市町の解消を踏まえた組み合わせという位置づけのようでありまして。また、周防大島町の島としての一体感から、一気にではなく、段階を踏んでの合併も考えられるとのことでありまして。

2月末、県の審議会会長が来庁されました。意見交換の内容については既に申し上げさせていただいておりますが、合併新法の期限であります21年度までの残された3年有余の間に、方向づけから結論を出していくことが望まれるものと考えております。この地域の中核をなす柳井市にありましては、新市の計画に基づき行財政基盤の確立を図ることが喫緊の課題であるとして、田布施町の合併協議の受け入れをしていない状況にあって、合併効果を見きわめていくという慎重な姿勢であります。田布施町にあっては、柳井市との合併を追い求めてきただけに、一時の高揚した雰囲気から冷静な対応に移行するものと思われまして。今、郡町長会でも意見交換しておりますように、それぞれが基盤をしっかり固めながら足並みをそろえていく必要があるのではないかと考えておりますが、いずれにしても、今後とも県や周辺市町の動向を踏まえながら、合併協議の前進に向けて、適時適切に対処してまいりたいと思っております。そのためにも、当面は行財政改革の推進が不可欠であります。本町の行財政改革につきましては、昨年度、第四次平生町行政改革大綱を策定し、平成16年度に策定しました緊急平生町行財政改革プログラムとともに、その改革の必要性と行財政基盤の確立に向けて鋭意努力を続けているところであります。国が自治体に課した集中改革プランの策定についても、全自治体で3月末までにまとめるなど、国を挙げた改革ブームとなっております。その考え方なり見直しについては、4月の第2週に概要版を全戸配布することによって町民の理解を求め、協働のまちづくりに邁進しているさなかでもあります。今後におきましても、来年度を含めた2年間において、プログラムに規定した改革を確実に進め、確固たる基盤確立を図り、安定的な行財政運営を目指していかねばなりません。厳しい道のりかもしれませんが、町民の理解と協力をいただきながら取り組んでいく必要があると思っております。ただ、心配しておる点は、交付税の改革であります。経済財政諮問会議、総務省、財務省の考え方と、地方六団体の考え方に相当開きがあって、平成19年度以降の地方交付税がどう変わっていくのか、重大な関心を持って対応していかねばなりません。国と地方、それぞれの立場での発言は次のようになっております。

財政制度審議会会長は、「今の交付税率を維持すると、今後、地方財政に余剰が出てしまう。税率の見直しも中期的には考えざるを得ない」。財務大臣は、「現行交付税率は聖域ではない。必要な額を超える金額は国民に還元すべきである」ということを言っております。総務大臣は、「人口、面積を基準とする新型交付税を来年度予算から導入し、今後3年間で5兆円程度を新型交付税に」ということも今、言っております。地方六団体は、「地方共有税に名称を変更し、法定率を引き上げ、配分決定に当たっては地方が参画できる仕組みをつくるべきだ」という発言が繰り返されているところであります。

こうした中で、去る5月31日、地方六団体は「地方自治危機突破総決起大会」を開催し、政府がまとめるいわゆる「骨太の方針2006」に向けて、削減を前提とした地方交付税の見直しを断固阻止するとともに、地方分権改革の実現を求める決議を採択したところであります。今の地方財政の大幅削減の議論は、国を上回る地方の行革努力を無視した国の赤字のつけ回しではないかとの厳しい批判が出されているわけでありまして、確かに、国の議論は削減ありきが先行し、肝心の国と地方の役割の明確化、財源と権限を地方に移譲するという話が全く後回しになっておりまして、手順が逆といわざるを得ません。地方六団体が提言している「地方共有税」の創設は、地方交付税が地方固有の財源であることを明確にしたものでありまして、地方の実情に根ざした知恵でもあります。これを、ぜひ議論のたたき台にしてほしいと願っているわけでありまして、また、地方自治法に認められている国への意見書提出権の行使による地方の訴えを、国は真剣に受けとめるべきであります。こうした観点から、今月8日には県内の六団体代表者会議において、「地方分権改革の推進に関する緊急提言」が取りまとめられたところでありまして、明日、県を通じて地方選出国會議員や関係省庁へ要望する運びとなっております。

ここで、国政の動向にも触れておきたいと思っております。

教育基本法の改正や医療制度改革関連法案、国民投票法案など、重要案件がメジロ押しではありますが、国会の会期延長はせずということでありまして、医療制度の法案を除き、ほぼ継続審議となる見込みのようでありまして、医療制度改革につきましては、3年前の閣議決定を受けてこの通常国会に上程されたものでありまして、現行制度を継続すれば、19年後の2025年には医療給付費が56兆円と試算され、現在の約2倍に膨張することが予測されております。

改革や制度改正のスケジュールは、この4月に既に診療報酬は引き下げられておりまして、10月から70歳以上の現役並みの所得のある人は窓口負担が2割から3割へ、療養病床入院患者の食事・居住費の負担の見直し、高額療養費の自己負担限度額の引き上げなどの負担増が盛り込まれ、唯一、出産育児一時金が5万円アップされるものであります。

さらに平成20年度においては75歳以上は新高齢者医療制度が都道府県単位で創設されまして、財政運営は広域連合で行うという内容のものであります。昭和48年に始まった老人医療制

度創設による医療費の無料化は完全に姿を変え、超高齢化社会に備えた新医療制度への移行ともいえると思います。本町への影響がどうなってくるか、町財政負担がどのように変化していくのか、早急に、資料の収集等しながら分析していかなければならないと思っております。

政局の話になりますが、小泉総理大臣の退任が3カ月後に迫った今、自民党総裁選挙に向けたポスト小泉の争いが表面化してまいります。小泉構造改革の路線継承か、あるいは悪化している中国や韓国との関係改善に向けた路線への転換か、日本の将来を決めることにもつながる重大な総裁選挙となってまいります。日韓、日中の関係が悪化している状況は、同じアジアを構成する立場として、マイナスであってもプラスにはなりません。政冷経熱といわれる状況から経済までもが冷めてしまうことは、日本経済そのものの発展にも影響があることは必至であります。日本国家としての立場を明確にしながら、より以上の外交努力が求められるところであります。

次に、景気の動向について触れておきます。

6月の月例経済報告で、景気の基調判断を「回復している」と、4カ月連続の据え置きとし、平成14年2月から続く現在の景気拡大局面は5月で52カ月となって、「バブル景気」を抜き、昭和40年11月から45年7月までの「いざなぎ景気」の57カ月に次ぐ戦後第2位の長さとなっております。今年の11月まで続けば、いざなぎ景気を抜き、戦後最大の景気回復、景気拡大期間となりますが、可能性は高いものと思われまます。この景気指標が地方にも実感として伝わってくることを望んでおりますし、雇用の拡大につながっていけばとも考えているところであります。ただ、ここに来てアメリカの景気後退との見方から、世界的な同時株安の様相を呈しております。これを景気の先行き懸念要素と見るのか、投機的な過熱が是正される正常化への過程と見るのか、現時点では判断が難しいところであります。

ところで、本県にとって明るい話題として、高校生の就職率において、山口県が全国第2位の97.6パーセントを記録したということであります。3月末の数字であります。全国平均は前年度期の1.6パーセント増の92.8パーセントで、4年連続上昇というものであり、景気回復と団塊世代の退職によるものと思われまます。順位は福島、山口、秋田と続き、低い地方は北海道、沖縄、大阪となっております。大学生にあっても、前年より1.8ポイント高い95.3パーセントを記録するなど、同様の理由によるものと思われまます。

話は変わりまして、スポーツの話題に触れておきます。

いよいよサッカーワールドカップ、ドイツ大会が開幕しました。早いもので、2002年日韓共催で初めて勝利をおさめて4年の歳月が流れました。ジーコ監督のもと、23人の選手選考についてもいろんなドラマ、泣き笑いがあったものの、より団結を強めて開幕を迎えたわけでありまます。予選リーグ突破も簡単ではない組み合わせの中で、日本は第1試合をオーストラリアと戦い、後半39分までは押されながらも何とか勝てるのではないかと試合の流れでありまました

が、魔の時間帯での3失点は、国民を失望させる結果となりました。今後は、18日のクロアチア戦、22日のブラジルとの戦いが予定されておりまして、勝つ以外に道は開けません。侍ブルーの反骨精神に期待し、日本サッカーの歴史を飾るゲームをしてもらいたいと思います。できれば、ベスト8までの進出を願っているところであります。

野球ファンにも喜びのニュースがありました。

WBCワールド・ベースボール・クラシックにおける日本代表が世界一になったことに心から喜びを申し上げたいと思います。キューバとの世界一決定戦は、視聴率が56パーセントという驚異的な数字を記録したように、列島全体が野球一色となりました。日の丸を背負う重圧と戦いながら、優勝という勲章を勝ち取った選手たちのおかげで、野球を通じて徐々に国を挙げての一体感の中で時間の共有が図られたことに、スポーツのよさを改めて感じたところであります。

次に、身近なところからクールビズの話です。

昨年から全国的に取り組み、1つの流行語となりましたクールビズであります。冬はウォームビズで暖房温度を下げ、地球環境の浄化、温暖化防止に効果があらわれているところであります。環境省の調査によれば、冷房温度を28度にするだけで、100万世帯の1カ月分の二酸化炭素排出量に当たる46万トンの削減効果があったと試算されているところであります。今年もこうして6月5日からクールビズでの執務ということにしてありますが、職員もノーマイカーデーの取り組みを開始しました。少しでも京都議定書における目標達成に協力できれば、環境問題に関心を深めたらという考え方です。

終わりに、平成17年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要を簡単にご報告申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額49億7,392万7,551円、歳出総額48億4,178万7,992円、差し引き1億3,213万9,559円となりまして、繰越明許費を控除いたしました1億3,190万4,559円が実質の差引額となります。次に、特別会計であります。10の特別会計の総額を申し上げます。歳入総額48億9,346万9,836円、歳出総額48億1,966万1,408円、差し引き7,380万8,428円となります。

以上、平成17年度の一般会計をはじめ、11会計の収支状況の概要を申し上げます。

それでは、6月定例会にご提案いたしました議案の説明をさせていただきます。

承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、一括してご説明申し上げます。

これらの条例は、平成18年3月27日、地方税法等の一部を改正する法律が可決成立し、同年3月31日公布、主として4月1日から施行されることに伴い、緊急に執行を要するため、地

方自治法第179条第1項の規定に基づき、本町の条例の一部改正を4月1日付で専決処分させていただいたものでありまして、同条第3項の規定によりまして、本定例会にご提案いたすものであります。

まず、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

このたびの地方税制改正は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、土地・住宅税制の見直し等が行われたものであります。これに伴って、平生町税賦課徴収条例の規定を整備するものでありまして、主な改正点について説明させていただきます。

個人住民税につきましては、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲を行うため、個人住民税の税率を見直し、県民税所得割の税率を4パーセントに、町民税所得割の税率を6パーセントに改めるものであります。また、この改正に伴い、所得割と個人住民税、人的控除額の差に基づく負担増を調整するための個人住民税所得割の軽減措置及び分離課税等に係る都道府県民税と市町村民税の割合を改正するものであります。

平成11年度分から実施いたしております定率減税につきましては、平成18年度分は現行の2分の1に縮減されたところでありますが、平成18年度分をもって廃止となるものであります。

所得割及び均等割の非課税限度額においては、非課税基準の控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合の所得金額を引き下げるものであります。所得から差し引かれる控除の1つであります損害保険料の控除を改めて、平成20年度から地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料または掛金の金額の2分の1に相当する金額を最高2万5,000円まで総所得金額等から控除することとなります。なお、経過措置として、平成18年度末までに締結をした長期損害保険契約等に係る保険料等については、地震保険契約の適用を受ける保険料等に係るものを除いて、従前の損害保険料を適用するものであります。

固定資産税につきましては、土地について、当該年度の評価額と前年度の課税標準額に差がある場合、評価額に近づける負担調整措置において、平成17年度までは、前年度の課税標準額に一定の差の割合に応じた負担調整率を掛けた課税標準額とする措置を講ずることといたしておりましたが、平成18年度から平成20年度までについて、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5パーセントを加えた額を課税標準額とすることになりました。また、家屋については昭和57年1月1日以前に建築された住宅において、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事をした場合、その旨を町に申告したものに限り、1戸当たり120平方メートル相当部分まで一定の期間、

当該住宅に係る税額を2分の1減額するものであります。

町たばこ税につきましては、国及び地方たばこ税の引き上げにより、平成18年7月1日以後に売り渡し等が行われる製造たばこ及び旧3級品の紙巻たばこに係る税率を改正するものであります。

以上が、今回の改正の主なものでございます。

続きまして、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

本条例は、地方税法等の改正が平成18年度以降の国民健康保険税について適用されることに伴い改正するものであります。内容は、介護給付費の動向等を踏まえ、介護納付金に係る賦課限度額を8万円から9万円に見直しを行うものと、平成16年度税制改正における年金課税の見直しにより、保険税の負担が増加する被保険者について急激な負担増を緩和し、段階的に、本来負担すべき保険料に移行できるように、18年度と19年度の保険税の算定及び保険税軽減判定の際に特別控除を適用する経過措置を講ずるものが主なものであります。なお、これらの条例の施行期日は平成18年4月1日ではありますが、施行期日の異なるものもありますので、附則に施行期日及び経過措置が定めてあります。

続きまして、認定第1号平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

昨年9月定例会でご議決いただきましたとおり、山口県東部地方税整理組合は、合併に伴う構成自治体の減少などのために平成18年2月28日をもって解散いたしました。本組合解散に伴う決算につきましては、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、去る5月12日に監査委員さんの審査を受けた意見を付して、このたび議会の承認をお願いするものであります。

それでは、平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、別冊で添付いたしました決算書にてご説明いたします。

歳入及び歳出の総額は、それぞれ1億3,528万6,852円となります。歳入であります。分担金及び交付金については、構成団体の町村、玖珂郡町村会及び同議長会からの分担金として6,767万7,317円、使用料及び手数料については、徴収金手数料として2,077万7,765円、財産収入については、利子及び配当金として205円、繰越金については3,329万307円、諸収入については、貯金利子及び雑入として2万60円、繰入金については1,352万1,198円、以上、合計1億3,528万6,852円であります。

歳出は、議会費につきましては、需用費として2万5,000円、総務費につきましては1億3,526万1,852円でありまして、総務費の主なものとしては、職員7名分の給料2,589万700円、職員手当1,950万8,881円、共済費741万2,807円、負担金

補助及び交付金4,110万9,987円、償還金利子及び割引料は、還付金として3,699万3,476円で、合計1億3,528万6,852円であります。還付金につきましては、職員採用町に対します財産処分に関するものであります。

以上をもちまして、本日ご提案申し上げております議案の承認2件、認定1件につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者によりましてお答えをいたしたいと存じますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告3件についてご説明申し上げます。

報告第1号は、小郡大池地区のため池整備事業をはじめ、4事業に係る平成17年度平生町一般会計繰越明許費でございます。これらのうち、消防費の防火水槽設置事業につきましては、当初、全額繰り越しといたしておりましたが、工事の着工が年度内にできましたので、一部繰り越しとなっております。

報告第2号は、平成17年度佐賀地区漁業集落排水施設整備事業に係る平成17年度漁業集落環境整備事業特別会計繰越明許費でございます。それぞれ2会計ともに、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、繰越計算書のご報告を申し上げます。

報告第3号平成17年度土地開発公社の経営状況の報告につきましてご説明申し上げます。

去る5月22日、平生町土地開発公社理事会におきまして承認を得たもので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきましてご報告申し上げます。

以上をもちまして、本日ご提案申し上げました議案の説明と報告を終わらせていただきますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。（発言する者あり）

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第10．一般質問及び質疑

議長（平岡 正一君） 日程第10、一般質問及び質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により、順次発言を許します。藤村政嗣議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） それでは、あらかじめ通告しております2点についてお尋ねいたします。

まず第1点は、市町合併についてであります。

県は、市町村審議会の中で、市町村合併構想が4月28日ですか、会議がありまして示されたわけでございますが、その中で、対象となる市町の組み合わせ、必要な支援措置等が第3回の審議会で審議されたわけでございます。この点について、平生町の首長としてどうお考えなのかお

尋ねたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 県の合併構想の原案といいますが、そういうものが先般示されたわけございまして、それについての所感を今、求められたわけございまして。

提案理由説明でも申し上げましたように、この地域は、生活圈域や小規模の解消を踏まえた組み合わせということで、平生、柳井、田布施、上関、周防大島という枠組みになっているわけがあります。現実的な対応としては、大島町の一体感といいますが、そういうものを踏まえて、場合によっては2段階の構想期間内の合併実現という観点から、柳井、田布施、平生、上関の地域内と、周防大島町との段階的な合併も考えられるという指摘がこの中でされているわけがあります。改めて、合併の1つの組み合わせのパターンが示されたわけございまして、町としては、この地域全体がまとまっていく、そのことは、これからもしっかり追求していく基本的なスタンスだということを申し上げております。また、今回の県の構想策定に当たっては、県の審議会の会長さんもお見えになったときに、「何とか期限内での合併について、新法の期限が視野に入っているようございまして 期限内に何とかしてもらえないだろうか」というような要請もいただいております。そのことについては、しっかり我々も受けとめて全力でこたえていかなければいけないという基本的な考え方は持っております。

当然、合併でありますから相手、タイミングというものが当然あるわけがあります。そういった意味では、地域の連携、県との関係についてももしっかり協力関係を含めて、今後、合併の追求に向けて取り組みを強化していかなければいけないというふうに受けとめているところであります。

議長（平岡 正一君） 藤村政副議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） 今、お答えいただいたんですが、漠然とやっていかなきゃいけないということでございまして、ご案内のように、地方の小規模自治体というのは、交付税の削減で財政運営が厳しくなっているということでございまして。そういう中で、やはり平生町としましても財政見通しというものが非常に厳しいわけございまして。合併という問題は、なかなか一長一短で決まるものではない。平成21年が新法の限度ということでございましてけれども、日にちもないわけございまして。その間の平生町の財政見通しというものが非常に厳しいということでございまして。その中で、方向づけをどのようにするのか。厳しい状況ですから、合併せんと、例えば、交付税も面積とか人口とかで算定するというようなことを言われておりますけれども、これでは基準財政需要額が小規模な団体では上がってこないという事態になるわけございまして、どうしても広域的な合併推進が今後、必要になってくるということでございまして。その中で、平生町はどのような方向に向かっていったらいいのかというのが大きな課題でございまして。ただ、

町長が申しましたような、この辺全体で考えていくということでは、なかなか目標が定まらないということでございますので、県の画一的な方向はあるわけでございますが、今のような枠組みでは、大島までということでは2段階になるかと思えますけれども、この近隣の広域的な合併がどのような方向でいったらいいのかというのを思案しておるところでございます。議会としましても、特別委員会をもって、その辺、検討するところでございます。やはり、首長が大きなリーダーで線を出していくというのが、合併問題としましては大きな推進力ということになるかと思えますので、その辺、どういうふうに具体的に進めていくのか。単独として、田布施、平生とこの辺があるんですけども、柳井を含めて、どのような方向でいくかというのが大きな町民の課題としてあるわけでございます。その辺をはっきり明確にしていけないと難しいんじゃないかなと思うかという気もします。その辺についてのコメントをひとつお願いいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 財源問題等にも触れながら、町の町長として、そのリーダーシップを問うという中身であったかと思えます。

交付税の動向については、これは申し上げるまでもありません。平生町の財政見通し等もお示しいたしておりますが、我々も大変厳しく見ております。所信表明でも申し上げましたように、国においては、いろんな角度から交付税の見直し議論、特に、国の財政赤字を削減する観点から、いろいろな案がそれぞれの立場から出されているという状況の中で、何としても地方の立場から、本来あるべき財源と権限の関係、事務事業のあり方、国と地方との整理をきちっとつけて、それに対する財源をどうするのかという議論をしっかりとしながら、交付税のあり方、地方固有の財源としての保障措置をきちっとさせていかなければいけない。これはもう、地方にとってもまさに生命線として交付税問題、特に、交付税率そのものを引き下げようという議論もあります。まさに、合併によって一方では特例債がなくなる。算定替のメリットもあったんですが、メリットそのものにまで、仮にそういうことになれば影響が出てくる。合併推進の意欲をそぐようなことを国がやるということはあってはならないと思っているわけでありまして、そういう状況の中で、何としても交付税の財源保障をきちっとやっていかなければいけないと考えておりまして、国あるいは山口県においても緊急提言がまとめられ、国に対して働きかけをしていこうということでもありますので、これはこれで、我々もしっかり取り組んでいきたいと思っております。

一方、今、お話がありましたように、この地域においては県の構想見通しがある。これは、先般も特別委員会が開催されて、その中でも意見がありましたように、県との意見交換の中で、県としてもこうした構想を策定する以上は、やっぱりそれなりの基本的な考え方をやっておられるんだから、そのことについてはしっかりと連携を強化しながら今後とも対処していただくようにという話もしておるわけでありまして。我々は、県との関係、それから、この地域においては

近隣の柳井、田布施の動向、上関においても独自の状況を抱えた中で、今、それぞれがお互いに熊毛郡3町の中での足並みを揃えながら、しっかり協議の場が持てるように努力をしていかなければいけないし、21年度までというのは、あるようで、逆にかなり限定された期間だと受けとめておりまして、相当腹をくくってやっていかないとこの話はまとまらないというふうに思っております。ある意味では、しっかり腹を据えて取り組んでいかなければいけないというふうに、改めて町長として決意も新たにしていかなければいけないと思っております。

議長（平岡 正一君） 藤村政副議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） 合併の期限も21年と切っておりますので、その辺で、ひとつ、町長も腹をくくるということでございますので、期待したいと思います。

次に、休耕田の解消に向けた質問をしたいと思います。

議案説明の中で、季節のうつろいの中で言われましたが、水田の作付も終わりました、青々とした美しい田園風景が見られる中で、山間部、平野部を問わず、水田が荒廃している現象があるわけでございます。この原因は、農業従事者の高齢化や生産性等が原因と認識しておりますが、今後、さらに農業離れが進み、休耕田の増加が予想される中で、この解消に向けて、どのような考え方を持っておられるのかお伺いしたいと思います。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 2つ目の休耕田の解消に向けた対策ということでございますが、先般、ちょうど2005年版「農林業センサス」の調査結果が送付されております。その内容を5年前の2000年調査と比較いたしますと、大変厳しい平生町の農業が直面しておる現況が示されております。総農家数は、「2005年農林業センサス」では674戸、2000年のときは828戸ですから、マイナス18.6パーセント、あわせて高齢化率もかなり進んでおりまして、平均年齢が68.9歳、こういう平生町の現状、こうした中で、農家の耕作放棄地につきましては364、農業経営体 農家数です。364の農家で78.7ヘクタールの耕作放棄地ということになっております。これは、所有している耕地のうち、過去1年以上作付しないで数年間再び作付を開始する見込みがないという面積をいうものでありまして、耕作放棄地も78.7ヘクタールという今日の現状であります。相当、我々も危機感を持って、農業政策そのものに起因する政策上の問題、あるいは農産物価格そのものの動向は、この10年で米価当たり25パーセントぐらい低下しております。一方では、高齢化の波という状況の中で、集落そのものをどうしていくのかということまで将来的に課題になってくるだろうと思っております。こういう状況の中で、ご承知のように、来年度から大きく農業政策が国の方、変わっていきこういたしております。経営安定対策ということでやられますが、今までは、それぞれ品目ごとのいろんな価格保障をやっておったんですが、今度は、品目横断で経営安定対策をやる。特に、農家の

担い手については大規模農家、集落営農組織といったところに集中させていこう、支援もです。したがって、小規模農家については今まで補助があったのがなくなっていく。特に、中山間地域あたりにとっては大変厳しい状況ということを感じたときに、これからますます耕作放棄地が、逆に拍車をかけていくことになりはしないかということで大変懸念をいたしております、これは今、平生町にとりまして大変大事な課題でございます。

そういう中で、去年もそうでありましたが、今年も農業委員会の皆さんのご協力をいただいて定期的な農地パトロールをやっていただいております、今年もまた8月に実施して、現状を把握していただいて、それぞれ関係者のところに具体的な指導をいただくとか、こういう格好でやりましょう、あるいはまた、本当に担い手をこれから確保していかなきゃいけない。そこに農地の流動化といいますか、集約させていくような方向、こういうものを含めて、今、農業委員会の皆さんと協議をしながら取り組みをしていこうということで考えております。

同時に、今まで中山間直接支払制度、集落は確かに前回より減りましたけれども、何とか集落を取り込んでいこうということで、引き続きこの取り組みも強化してやっていきたいというふうに思っております。何せ、担い手をこれから確保していくということが大きなテーマになっていくと思っておりますから、そこら辺に向けての我々の取り組みも、さらに強化していきたいと考えているところであります。

議長（平岡 正一君） 藤村政嗣議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） 大きな農家についてはそれなりの施策があるということでございますが、いわゆる兼業農家、小規模農家のマンパワーが足りないというのが荒廃する1つの大きな要因ではなからうかと思うわけでございます。その辺で、行政の中でマンパワーの結集を図るような組織づくりをすれば、そういうことを行政で取り組んでいかなければ、休耕田の解消に具体的に手がつけられない状況じゃなからうかと思うわけでございます。数字的には、農業の減少、農家数、作付の減少というのがありますけれども、今から団塊の世代が出てくる、そのパワーをどのように行政として反映させていくのか。これが行政推進の大きな力になるんじゃないかと思っております。

いずれにしましても、作付が終わって、荒廃する休耕田が特に今の時期目立つところでございます。これを続けていくと農業の大きな破壊になるといえますので、ひとつ、行政の方でマンパワーの結集、まとめる具体的な方法を出していただいたらというふうにお願ひしておきたいと思ひますが、この辺について、ひとつお願ひします。

議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩します。午前10時10分から再開いたします。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） マンパワーの結集ということで、再度、質問をいただきました。

町としても基本構想に基づいて、農地にしても、ここだけは絶対守っていかなくちゃいけないところをきちっとさせて、その上で、ご指摘がありましたように、本当に意欲と能力のある農業者を育成していくという意味で、できる範囲内でリストアップして、農業委員会の皆さんと協力しながら個別に訪問して、認定農業者に誘導していく取り組みを含めて、担い手の確保対策を最重点でやっていくことにしたいと考えております。そういうことを地道にやりながら、耕作放棄地については土地の管理を徹底してもらうように広報等を通じて要請しながら、一方で、農地が荒れていかないように担い手の対策を強化していきたいと考えております。

.....
議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） では、通告書に従って質問させていただきます。

まず初めに、上関原発建設についてお伺いいたします。

上関原発建設につきましては、毎年6月議会で質問させていただいております。1年前には、原発建設の準備が実施される中で、事故や行動面から、県や中国電力の対応を信用できるかどうか、こういう質問をさせていただきました。その後、中国電力は2005年4月13日に建設予定地で詳細調査のボーリングを始めております。ところが、2005年9月9日に、環境保全計画では陸上ボーリングで出る濁水は循環使用となっていたわけですが、計画に相反して、たれ流しをしていたことが、自然保護団体の調査で発覚しております。また、海底ボーリングでは、今年の1月30日に掘削水の漏れが発覚しているところでございます。この1年間を振り返ってみますと、中国電力の行動面から見ると、全く信用できない、こういうことが裏づけられたんじゃないかと私は思っております。

ちょっと変わりますが、今年の3月23日に、上関原発訴訟で岩国地裁は、漁業の操業権について個人操業権を認める判決を下しております。また、3月24日には金沢地裁で、北陸電力滋賀原発2号機に対して、電力会社の想定を超えた振動によって原発事故が起こり、住民が被爆する具体的な可能性があるとして、巨大地震による事故発生の危険性を認め、滋賀原発2号機の運転を差し止める判決もしているところです。

地震についてみれば、平生町でも平成13年3月に震度5の地震がありました。また、この6月12日には震度4の地震が発生しております。いつ大型の地震が発生してもおかしくないという状況にあると私は考えるべきだと思っております。

そこで、上関原発建設は隣町の問題とはいえ、町民の生活と安全の面から見れば、町として重大な問題であります。例えば、佐賀県の玄海原発ではプルサーマル計画をめくり、隣の長崎県の離島、旧鷹島町では、住民が反対の声を上げ続けており、町議会は、2004年3月に計画反対を決議しているところでございます。また、町長も加わる対策協議会もできていました。

今年は、あのチェルノブイリ原発4号機で史上最悪の原発事故が起こってから、4月26日でちょうど20年たっております。放射能が多く国々に届くなど、地球規模の環境汚染をもたらす、世界的な大問題となっております。大事故の教訓をどう生かしていくかが、今、改めて問われているのではないのでしょうか。

原発建設そのものは、建設される町の見解だけではなく、隣町の平生町としても重大な問題であります。ここで、はっきりとした町民の意思を聞くべきではないかと私は思っております。町民の意思を問うアンケート調査を実施されたらどうか、町長にお伺いをいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 原発をめぐる、毎年6月には原発月間じゃないけどもご質問をいただくということになってしまいましたけれども、昨年来のいろんな経緯を踏まえながら、改めてアンケートの実施をしたらどうか、こういうことでございます。

かねてから、この問題は隣接町として大変関心を持ちながら、上関町の判断を尊重しながらこれからも対処していきたいということを申し上げております。この1年間でいろんな経緯はございましたけれども、十分、一つ一つの出来事を教訓にしながら、今後の対策に生かしていけるものと思っております。

上関町の原子力発電所建設計画についてのアンケートといいますが、町民の意思、こういうものについては、既に、平生町としては第三次総合計画策定のときに町民の皆さんからいただきました。賛否両論、特に、環境の問題、安全性の問題、こういうところが一番意見が多かったところを見ると、そういうことを十分踏まえて県にそのことを申し伝え、県から国、事業者に対しては、平生町の地元意見を踏まえて対処してほしいということを意見集約の段階で申し上げさせていただきました。基本的な町民の意思というのは、私はそんなに変わっているわけじゃないと思っております。そういう意味では、町としての判断も示させていただいておりますし、議会もあの当時、確か9回か10回ぐらい慎重審議が行われ、議会としての結論も出していたと思っております。それらを総合的に判断させていただいて、町としての見解を県に申し上げ、県は電源開発基本計画に組み入れられるときの最大限の注文をつけながら対応がなされてきたと受けとめております。

したがって、県としてもそこら辺を十分踏まえた上で、今回の対応もなされていると判断いたしておりますし、地元自治体の判断というものは尊重していきながら、安全には十分配慮した対

応をしてもらうように、事業者はもちろんでありますが、国に対しても県を通じて要請していきたいと考えております。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 今、町長の答弁をいただいたんですが、確か、この前のアンケートは平成11年じゃなかったかと思うんです。あのアンケートそのものが、ちょっとわかりにくいアンケートだったと私は思うんです。短絡的に、イエスかノーか、こういうアンケートをしてみたら一番わかりやすいんじゃないか、こういう提案なんです。

それともう一点。アンケートに関連いたしまして、先般、岩国で米軍基地、厚木基地の艦載機移転問題で住民投票が実施されました。投票が行われたわけですが、その点について、町長はどういう見解を持っておられるかお聞きしたいと思います。アンケートに関連して、アンケートという.....。

議長（平岡 正一君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時22分休憩

.....
午前10時22分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 平成11年ということでしたが、私は、町民の意思がどこにあるかということは、確かにイエス・ノーで聞くのも1つの方法ですが、イエス・ノーであらわせない部分を記述してもらうことによって出てくる部分もあるわけです。そういう町民の意思を赤裸々に受けとめていく手法というのも当然あってしかるべきだと思っておりますから、これはこれで、町民の意思として私は受けとめていきたいと思っております。

地域によっては、住民意思の集約の仕方というのはいろいろあると思っておりますけれども、原発に関連して、町としての住民意思の集約の仕方というのは、一定の方向づけをこの対応でさせていただいたと私は受けとめております。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 住民投票の件についてはお答えがなかったように思うんですが、平成11年に取られたアンケートに沿って、町が動いていかにやいけんのじゃないかと、こういうふうに考えるわけです。あのとき反対が多かった点を考慮に入れて、原発反対の態度を示していただきたい、こういう要望です。

では、次の質問に移ります。

次は、児童クラブについてです。先ほど町長もおっしゃいましたが、現在、日本全国で少子化

問題が大きくクローズアップされております。先日発表された2005年度の出生率は、2004年度の1.29から0.04ポイント下がって1.25と、過去最低を更新しています。この状況の中で、川崎厚生労働大臣は、出生率低下について「若い世代の働き方の見直しや子育てと仕事を両立できる環境づくりが少子化対策として重要である」という認識を示しております。

そこで、児童クラブについてお伺いします。現在、児童クラブは町民の皆さんから高い評価を受けていると思うんです。そのせいかどうかはわかりませんが、今年の児童クラブの申込数は、定員100名に対し109名の応募がありました。内訳としましては、1年生が40名、2年生が42名、3年生が27名と聞いております。109名の応募の中から定員の100名に絞り込むために、3年生27名を抽せんで決めたと聞いております。問題は、夫婦共働きの家庭では、抽せんで外れた場合、次の日から困るわけです。家庭としても、即対応を考えていかにやいけん。こういう深刻な問題があるわけです。現段階では、家庭として対応策の取れない6名の児童を、緊急的に児童館の1階で対応していると聞いていますが、少子化対策の一環として、子育てと仕事が両立できる環境づくりは行政の仕事だと思っています。これからの対応策において、応募者全員が対応できる緊急的、また中・長期的な方策はどのように考えているかお伺いいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 児童クラブについて一定の評価をいただきありがとうございます。果たしている役割と申しますか、そういうものも大変大事なものと受けとめております。

18年度の児童クラブの関係でございますが、ご指摘のように、100名の枠に対して109名の応募がありました。小学校低年齢あるいは障害児、母子家庭を優先的にやって、結局、最終的には3年生27人の申込みがありましたが、9名がオーバーしたわけでございます。現在、6名を待機児童という形で登録させていただいております。これは、学校から家へ帰らず、直接、児童館に寄って遊ぶ。そこで、保護者の帰りを待つということで、学校の方にも話をし、児童館を利用できる形にしております。正式に入会と申しますか、メンバーとは若干違う形態になりますが、何とか子供たちとの触れ合いの場は確保してやろう、そこで、お父さん、お母さんの帰りを待とうということで措置させていただいているわけでありませう。

一般的な傾向を申し上げますと、大体、今までのデータを見ましたら、3月、4月の段階は申込者が多いんです。夏休みを過ぎたぐらいから相当数の子供たちが会から退会するケースも、現実には毎年夏休み以降になったら数が減ってくるんです。トータルとしては、何とか今まで許容範囲に十分おさまって100名を切る状況です。そういう意味で、児童館の利用については、若干、我慢してもらっておりますが、今年もそうなるという確実なあれを持っておるわけじゃありませんけれども、中・長期的な視点からいえば、今がちょうど一番ピークです、子供たちの。

19年、20年、21年にきますと、18年度、平生小の児童1年、2年、3年合わせて319人、来年が309人、平成20年が284人、21年が294人と、10人から20人程度のふれがありますが、今が一番ピークという状況でございますから、中・長期的には、何とか100名の定員で対応できるのではないかと考えております。当面、ご指摘のようなケースがありますから、待機児童として登録して、子供たちに差別がないような対応をしてもらうように、我々も十分関係者に要請していきたいと思っております。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 今、町長は18年度がピークで319名と、こうおっしゃいました。だけど、児童は減っても児童クラブそのものは増えるんじゃないか、こういう経過をたどっておるわけです。だから、安易に児童が減ったから児童クラブが減るといふことにはならんと思うんです。

その辺で、今回、抽せんにしたということは僕は感心せんのです。抽せんを決めたとき、外れた児童はどうなるのか、その家庭はどうなるのかという議論がこの庁舎内であったのかどうか。あったのなら意見を聞かせていただきたいんですが。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 健康福祉課長の方からお答えをさせていただきます。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 抽せんを持っていったときの議論はどうかというご質問でございます。

平成16年度までは定員100名でございましたけれども、応募があれば、110名ぐらいまでは入会させておりました。しかし、スペースが限られておりますので、相当な事故というのはちょっと言い過ぎですけども、小さい事故がたくさんあったように聞いております。

したがって、こういうことでは安全確保ができないということで、平成17年の募集から、やむなく抽せんをさせていただいた経緯でございます。面積的にも限られておりますので、やむを得ないのかなという気持ちです。大変いけないんですけども、そういった気持ちでおります。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 先ほど、町長の所信表明の中でも児童の事故、事件は人々の無関心がある、こういうふう聞いたんですが、事故、事件の面からいうと、申込者全員を何とか入れて、共働きの家庭でも安心して仕事ができるように。これは行政の仕事だと思っておりますので、その辺のところを今から中・長期的に考えて、ぜひよろしくお願いして、要望として終わります。

.....

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

第四次行政改革大綱及び集中改革プランについて質問いたします。

厳しい財政状況を踏まえまして、今後、改革がどのように進められていくのか、あるいは結果としての成果が目に見える形でとらえることができるか重要な局面を迎えていると。こういうふうに思います。これまでの行財政改革は、組織の改変、職員数の削減や給与の削減、町民に対しては補助金の減額あるいはカット、手数料の値上げなどが主で、投資的経費、すなわちインフラ整備の削減については、平生町集中改革プランの参考資料によりますと、50パーセントを超える3億6,900万円の縮減となっております。

平成18年度の予算書を見ましても、前年度比で土木費39.5パーセント、農林水産費29パーセントの減となっております。このことから見ますと、危機感すら感じております。今、申し上げました項目が中心であって、その量的縮小が主な目的で実施された内容となっております。

ここで申し上げたいのは、この手法は、既に限界に来ていると感じております。平成18年度以降、現在の行政改革について「明るく元気ある平生町」 町長が目指すスローガンであります。これを指すのであれば、コスト意識に支えられた事業展開で住民の満足度をいかに高められるかという質問に着目したシステムやプロセスの改革が主流となるべきで、改革の成功要因は、将来像の確たる目標値をしっかりと定め、それに向かって意識改革や対処方法のあり方など、発想や変革が必要であると、こういうふうに思います。それとともに、改革目標達成に向けて、実現可能な施策を具体的に、トップである町長がしっかりと示し、有言実行の3点が重要と思われませんが、第四次行政改革大綱実施計画書には、残念ながらこうした要素を読み取ることができません。今までと同じような行政改革大綱では機能しない時代が来たという認識が必要だと考えております。

また、職員の意識改革は大変難しいテーマであります。今まで何度か職務に対するプロとしての意識改革の必要性を提言申し上げてまいりましたが、いまだ進んだという実感はないと申し上げざるを得ません。

第四次平生町行政改革大綱実施計画書における財政の健全化対策項目のうち、予算規模の適正化に示された平成22年度のみので歳入歳出において、6億4,500万円の歳入不足という予測値が出されております。この件について、3月議会の一般質問で、藤村議員が歳入不足の対応策について質問されておりますが、明確な対処ビジョンが示されていない、あいまいな答弁であったと記憶しております。少し辛口で申しますと、計画書における財政健全化対策の数字の羅列から読み取れることは、地方交付税が政府の計画どおり減額されれば、平生町は赤字再建団体にな

りますよという政府に対する意思表示なのか、あるいは、国に対しての開き直りとも受け取れます。そうであるなら、それなりに行政のプロとして恥ずかしくない計画書を作成し、町としての実情をしっかりと提示すべきであると、こういうふうに思います。

そこで、今年3月の政府の指針で新たに策定された第四次平生町行政改革大綱及び町民各戸に配布された緊急平生町集中改革プランの内容について、3点お尋ねいたします。

最初に、平成17年3月29日、総務事務次官通達で「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」と題しまして、策定に当たり指針が示されております。この指針をもとに、今回の行政改革が策定されたと思いますが、しかしながら、住民……。失礼しました。その内容を関連として申し上げておきます。まず、「住民に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限りわかりやすい方法で提供することが必要であり、歳入歳出の状況や各種の財政指標などの一般的なデータのほか、バランスシートや行政コスト計算書等も含め、積極的な公表を行うこと」と、政府の指針にはっきり明記されております。しかしながら、住民に公表された集中改革プランの内容は、国の指針に照らして、特にバランスシートや行政コスト計算書等について全く明記されておられません。町民が一番知りたい財政状況の展望については、意図的に公表しなかったのではないかと疑問すら感じております。そこで、改めてバランスシートについて、行政改革計画書に書かれていない平成19年度から21年度における年次ごとの歳入歳出予定額と、歳入不足額が生じる場合の具体的な対応策についてお尋ねいたします。

2点目といたしまして、第四次平生町行政改革大綱の項目のうち、特別会計の社会保障制度関連については、「従来どおりルールに基づくものに限定し、医療費抑制や介護予防への取り組みを一層強化する」と、こういうふうに明記されておりますが、改革方針として具体的な対策が示されておられません。計画書として具体的な対策を示すべきだと、こういうふうに思います。そこで、どのような具体策があるかお尋ねいたします。

3点目といたしまして、第四次平生町行政改革大綱の項目のうち、人事評価制度の導入及び給与制度の検討項目について、18年度に地域給与制度の導入実施となっておりますが、この制度導入に当たり、具体的なプロセスについて3点お尋ねいたします。

1点目としまして、地域内の民間給与の実態をどのような方法で把握するのか。

2点目としまして、地方公務員には労働基本権に一定の制約があります。単純な比較はできないと考えていますが、賃金と職務内容の整合性をどのように図っていくのか。

3点目としまして、民間はほとんど職務給と思われそうですが、地域給与制度導入に当たり、勤務評価制度を取り入れる考えがあるか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 第四次行政改革大綱及び集中改革プランに関連いたしまして、3点ご質問いただきました。

まず、最初の財政の健全化対策として、財政見通しについて、19年度から22年度までの年次ごとの歳入歳出の予定額と歳入不足対策ということです。これは、平成18年度の当初予算をベースに策定させていただいております。先般もお示しさせていただきましたが、平成22年度で歳入のトータル38億5,800万円、歳出が45億300万円、その差が6億4,500万円ということで示してございます。年度毎に申し上げますが、この大前提として、地方交付税は毎年5パーセント削減、臨時財政対策債も5パーセント削減されるものとし、基金からの繰り入れは0円ということで、実際に、ふるさと基金が300万円ありますが、これはこれで除いて、基金繰り入れはしないという前提で試算が行われております。それによりますと、平成19年度は歳入が41億3,800万円、歳出が44億6,900万円、20年度は歳入が40億4,400万円、歳出が44億9,700万円、21年度が39億2,700万円、歳出が45億3,500万円。大体、歳出は45億円前後です。歳出の性質上、どうしても切れない、あるいは限界という状況がございます。問題は、歳入の方をどうこれから対策をとっていくのかということが最大のポイントになってくるわけでございます。財政状況はそういう前提で、歳出カットできるところはやっていながら、歳入についても今、歳入確保対策について、班長を中心に具体的に検討してもらいました。今、行政改革推進本部にその提案がなされているところでございます。5項目、使用料手数料等の検討、税の検討、税収確保対策、財産処分、特別歳入の検討ということで、いろんな角度から検討してもらって、歳入確保対策にもしっかり取り組んでいこうということで進めさせていただきます。厳しい財政状況の中で、歳出については事務事業の洗い直しを含めて引き続いて努力し、歳入確保等も図っていながら、どうしてもということになれば、基金の繰り入れでしのいでいくしかないと思っております。そういった形で、当面は、歳入確保に全力を挙げて取り組んでいきたいと考えているところであります。

それから、特別会計事業の見直しに関連をしてですね、ご指摘のように、特別会計のうち国保、老人医療、介護が特会の7割以上を占めています。一般会計からの繰り入れも相当な額になっているわけで、特に、医療と介護の分野での対応をしっかりとしない、いくらでも膨らんでいく。これは、もちろん国においても今、医療制度が改革されるという状況の中で、本町としても、できる取り組みはやっていこうということで、医療費にストレートに反映してこないように、できるだけ予防関係の事業を中心に取り組んでいこうということで、人間ドック、健康審査等の受診の奨励と費用の一部助成を進めさせていただいておりますし、保健センターでも健康体操などを中心に普及啓発を行っている。また、訪問指導の際、医療の適正な受診指導等も行われておると受けとめております。介護についても予防介護、介護が重度化するのを防ぐためにも要支援

段階での予防給付、また、要支援の手前の要介護者に対する介護予防対策に重点を置きながら進めていきたいと考えておるところであります。

それから、地域給与制度でございます。地方公務員の給与のあり方については、従来、国公に準じてということであったわけですが、昨年、できるだけ地域の実情、民間の状況等も反映しながらやるよという人勤の勧告がございました。それを踏まえて、本町としても、人勤が勧告した給料表を18年度から導入ということで組合と協議させていただいて、その方針でやっております。もちろん、職務を重視してやっていこうということになるわけですが、地域の民間給与の実態については、町として人事委員会ということにはなりません。県の給与に民間給与が反映されるよということ、県の人事委員会の機能強化が進められておりますので、そういうものを参考にしながらやっていくこととなります。整合性については、これからの流れといいますが、国も地方公務員のあり方については民間の反映、年功重視から職務重視、昇給や勤勉手当等における勤務実績の反映も方向性として出されております。そういったところのつながりをいずれつけていかなければいけない、そういう考え方は共通したものがあると思っております。職務評価といわれておりますが、人事評価制度については検討課題にいたしております。いろんな難しい問題が確かにございます。製造業等であれば、生産目標とか販売実績等が具体的に数字として出るわけですが、公務員の場合はなかなかそういうことにはいかない分野もたくさんありますので、その辺の基準をどう設定していくのか、なかなか困難な部分がございます。十分研究をしながら、組合の皆さんとも十分相談、協議をしながら、人事評価の導入については検討を進めていきたいと考えておるところであります。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 再質問させていただきます。

今の答弁を聞いておまして、前回の3月議会の答弁と全く変わらないということです。

改めてもう一回、再質問させていただきます。

今、19年度の件については、歳入歳出の件で話は出ておりました。さらに、その後の件についてはうやむやと、こういうこと。もう1点は、年次ごとの対策をどうするかということをお聞きしておりましたが、その内容たるや全く一緒に、改革を進める。私が聞いているのは、具体的に各年次で、こうこうこういう財政状況になるから、どういうふうにつじつまを合わせていくのかというのが私の質問の本旨であります。改革を進める、基金で賄うと、こうおっしゃいましたが、12月議会で私が中期展望を質問したときに、17年度に使える基金は2億9,600万円と答弁されております。18年度に何がしか食い込んでいるということになると、1億円少しという状況だと思います。

先だって、総務から歳入歳出の数字が示されました。この時点で誠に不可思議に思ったのは、

私どもに示したプリントを回収しております。これが、個人情報保護とのかかわりを持つのであれば回収してもと思いますが、財政の話、町の話、これを議員に説明するのに、財政状況を示したプリントを回収するということは、甚だ遺憾に感じております。そこで、プリントを書きとったメモを申し上げます。

19年度は歳入が41億3,800万円、歳出が44億6,900万円、差し引き3億3,100万円の赤字ということであります。20年度は歳入40億4,400万円、歳出44億9,700万円、赤字が4億5,300万円、21年度は歳入39億2,700万円、歳出45億3,500万円、赤字が6億800万円、22年度は歳入38億5,800万円、歳出45億300万円、赤字が6億4,500万円、これを足しますと20億3,500万円という、とんでもない桁になっております。私は、19年度に3億3,100万円の赤字になるという試算が出た。それに対して、どういう対策を打つのか、それぞれの年度においてどうするのかというのを尋ねたわけです。ただ、改革を進める、基金で賄うというだけでは答弁にならないと思います。その点について、改めて答弁願います。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 財政見通しの試算を出してお示したわけでございます。前提条件もありますが、何より、ここ数年間で地方交付税が20億円程度あったものが15億円程度に落ちてきておる。国の動向が今のところ不透明な状況であります。その対応いかんによっては、地方財政に極めて大きな影響を及ぼします。したがって、我々としては財源の確保に全力を挙げて取り組む。それがどうなるかによって、収支見通しも大幅に変わってくると思います。そのことがまず一つ。

もう一つは、これは累積で足しておりますが、当面19年、20年、21年と数字で示しております。今の段階では、できるだけ歳出カットを引き続いてやっていきながら、歳入についても皆様のご理解をいただいて、具体的な歳入対策を示していきたいと思っております。今、5項目についての検討結果をもらっておりますから、議会にもお示ししていきながら歳入確保に当たっていく。こういうことに全力を挙げて取り組んでいって、来年度の3億3,000万円については、これからの努力と基金の対応ということで、来年、再来年、その次という形で財政運営していかなざるを得ない。県も、今の状況で県の財政収支見通しを見られたらわかると思いますが、予想されておる歳入構造の中で、それを賄っていただくだけの財調の基金があるわけではない。これは、みんな今から努力してやってやりましょう。とにかく、我々はこういう状況の中で全力を挙げて取り組んで、町民の皆さんに不安がないような基盤を提供していくしかしようがないと思っておりますので、全力で取り組みをやって、この時期を乗り越えていかなければいけないだろうと思っております。

議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩します。午前11時15分から再開いたします。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 再質問で改めて答弁をいただきましたが、あまりかわりばえする答弁ではなかったと、こういうふうに思います。対策としては努力するということと、歳入の面については、多くの市町村が今回の国の方針でもって財政状態が危機状態にある、これは全般的な話でありまして、平生町としてどうするのかということが非常に大切だということで再質問いたしておりますが、相変わらず同じ内容だと思っております。

そこで、第四次平生町行政改革大綱実施計画書及び集中改革プランに示されている実施計画目標のほとんどが17年度となっており、実施済みの状況であります。ということは、これから努力するって、どこをどう努力すれば賄っていけるのか。不思議に感じております。よく眺めていただきたい。18年度以降、新たな財政の健全化対策は、21年度までの計画で7項目残っている状況です。この7項目の細目のはっきりした数値はつかめませんが、この改革を実施しても、ごくごくわずか1,000万円、2,000万円程度であろうと思います。こうした内容から、対策についてもう一度答弁していただきたい。

それから、集中改革プラン策定の内容について、平生町が作成した第四次行政改革大綱実施計画書は、近隣市町、あるいはホームページ上で公表されている他の市町村の行政改革大綱に比べて、非常に物足りなさといいますか、改革の意欲が伝わってきません。この計画書は、行政のブロとして担当課の能力不足、あるいは町長の指導力不足というふうに、国、県が受け取るのではなからうかと危惧しております。このたび、国、県に提出された行政改革計画書は、町長として満足できる計画書と認識しているか、再質問します。

もう1点、関連であります。今後、町の財政は、今の数値予測では大変な財政難になるということははっきり見えております。財政状況が悪くなった場合、あるいは赤字再建団体になった場合等々、町民が一番知りたい部分として、現実的な住民負担はどうなるのかという問題です。一般公共料金は、当然高く設定されるであろう、これは住民にもわかります。そこで、税金の部分で、標準税率から制限税率いっぱい条例でもって引き上げることのできる税目及び標準課税率と制限税率との格差についてお尋ねいたします。

もう一点、地域職務給与の制度導入に当たりましては、国の指針では、人材育成に関する基本方針をまず策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善を

行うように国の指針にもはっきり明記されておりますが、この点について、今後の改革目標はどうなっているか、再質問させていただきます。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 集中改革プラン、第四次行革大綱等については、町として精力的に取り組みをさせていただいたつもりでございます。職員も一生懸命持てる能力を発揮して、集約するに至るまで大変協力してもらったと思っておりますし、集中改革プランにつきましても、県とも十分すり合わせをしながら対策も示させていただいております。十分満足してはいないかもしれませんが、現状置かれている状況の中では、一生懸命、財政の健全化対策を含めて町として示させていただいておりますから、実現に向けて全力で取り組んでいきたいというのが今日の私の感じ です。

それから、再建団体等のかかわりにつきましては、これは心配すればきりがありません。今は、こういう状況の中で、どういう改革を通じて町民に安心してもらえる状況をつくっていくのか、そのことに全力を挙げて取り組んでいかなければいけないと思っております。我々としても、そこら辺は十分踏まえながら、今後の財政運営に当たっていきたくて思っております。

地域給の改革目標については総務課長からも答弁させたいと思います。

議長（平岡 正一君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） それでは、地域給与改革の件でございます。

既に町長が申し上げましたように、この4月1日から地域給与制度導入という形で、もう人事院勧告が昨年示した新しい給料表を導入しております。この給料表自体、平均的に4.8パーセント、従来の給料表に比べて金額を削減したものの給料表ということでございます。平均の4.8パーセントでございますけど、課長クラス等になりますと、プラス2パーセントというような形で7パーセント近い削減率で給料表が構成されておる。これを平成21年度までに段階的に実施していく、そういう形で地域給与制度というものを確立していくということでございます。

なぜこういう制度が出てきたかといいますのは、当然、国家公務員においても、平均給与の指数が中央と地方が同じ100ではございません。年齢構成とか役職構成等も関係してきますけど、中国地方は、中央が100とすれば96という指数、全国を6つに分けましたら、ばらばらの指数になっておる状況の中で、地域の民間賃金の実態に合わせていく一つの方法として、昨年から取り組まれてきておるものでございます。改革目標といいますが、既にそういう形で職員の給料については位置づけがなされておりますから、これを組合と協議しながら、既に導入は了解いただいておりますけど、今後、いろんな形での細かい運用についても協議をしながら取り組みをしていくということでございます。

議長（平岡 正一君） 暫時休憩します。

午前11時24分休憩

午前11時26分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

洲山税務課長。

税務課長（洲山 和久君） ご質問の件でございます。標準税率と町村民税、固定資産税等につきましては、標準税率を町の方で定めております。これについての増減ですが、増減につきましては制限改正がされておりませんので、幾ら上げてもとということが決まっております。上限というのがございませぬ。これにつきましては、今後、決めていくような形になっていくんじゃないかというふうに思っております。

議長（平岡 正一君） ちょっと休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。続けてください。

税務課長（洲山 和久君） 失礼しました。これにつきましては、当然、議会の承認を得まして決めていくということになります。（発言する者あり）

議長（平岡 正一君） 暫時休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

税務課長（洲山 和久君） 失礼します。以前は、標準税率というのがございました。上限率等も決められておりましたが、改正によりまして、上限率につきましては議会の承認を得て条例によって決めていくということになっております。

以上です。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） それでは、2問目の質問に移ります。

最近の報道によりますと、企業をはじめ公官庁においても、情報漏洩が大きな問題となっております。防衛庁をはじめ警察庁、学校等々、そのほとんどがパソコンを介してのインターネットによるもので、機密情報、あるいは職場での個人情報をはじめ、多種多様な情報がウィニーといわれるファイル交換ソフトにウイルスが侵入したことによって、パソコン内のデータがインター

ネット上に浮遊するということで、浮遊したデータはだれでも取ることができる、こういう状況にあります。いつでしたか、安倍官房長官からもウィニーに関する件について、使用を控えるようにとのコメントも出たくらい情報漏洩が問題視されておりました。

最近、新たに同種のファイル交換ソフトであるウィニー以外のシェアというソフトに対するウイルスも出回っておるとい、新しい段階に入ってきているという報道もなされてきております。特に、個人情報扱う行政は、こうしたコンピューターウイルス侵入に注意を欠かすことはできません。そこで、その対策についても万全を期すべきで、地方公共団体として情報セキュリティレベルを向上させる必要があると思います。

そこで、次の2点についてお尋ねいたします。

1点目としまして、外部委託されている行政事務について、個人情報保護対策として、委託先業者との取り決め、要するに、契約書の内容はどうなっているか。さらに、そのチェック体制などの情報セキュリティについての対策と現状についてお尋ねいたします。

2点目といたしまして、役場内におけるパソコン使用上のポリシー及び情報セキュリティ対策として、情報の漏洩あるいはウイルス対策、また、パソコンの外部持ち出しなどについての対策は実施されているかお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 情報セキュリティ対策に関連して、2点のご質問をいただきました。

まずは、個人情報保護対策の現状と今後の対応、委託先業者との取り決め、内容、チェック体制ということでございます。

住民情報システムを導入するに当たって、町としては外部委託して対応するというので、今までいろいろ議会でもご指摘をいただいておりますが、個人情報の保護について、十分気をつけていかなければいけない。各種電算システムの導入についても、町民課、税務課、健康福祉課、建設課、それぞれ担当する課がございすけれども、委託業者と住民の個人情報を含む行政情報を取り扱う状況が出ておりますから、情報の漏洩とか滅失・損壊を防止するために契約書や覚書を交わしてやっております。その内容については、後ほど企画課長から答弁いたしますが、これとあわせて、ウイルスのセキュリティ対策含めて、平成15年に情報セキュリティポリシーを策定いたしております、パソコンの扱い等について、持ち出し禁止、不正アクセス対策、コンピューターウイルス対策、情報漏洩防止対策等々について対応させていただいております。

こういった情報化時代にあつて、大事な個人情報保護対策というものは同時に進めていかないと大きな物議を醸しておるような状況が一方でありますから、我々もこれから細心の注意を払って取り組んでいきたいと考えております。

議長（平岡 正一君） 吉賀企画課長。

企画課長（吉賀 康宏君） それでは、2点の内容についてご報告させていただきます。

外部委託に関しては、基本的に、住民情報システムにつきまして事務処理を効率化、省力化ということで導入を始めております。住民情報から制度改正等いろいろな事業が盛り込まれて、現在では介護保険システム、下水道システムに伴う導入も行っております。

ご質問のように、一部、業務を委託しております。流れといたしましては、メインのコンピューターが役場内にございまして、それぞれの担当課が打ち込んだデータをバッチ処理、いわゆるデータを業者の会社に持ち帰り、いろいろな加工処理をしているというのが流れでございます。必然的に、委託業者が住民の個人情報を含む行政情報を取り扱う状況になっておるわけですし、先ほど町長が申しましたとおり、漏洩、滅失、また損壊を防止するために、委託業者に対して契約書や覚書を交わしておるところでございます。これについては、業務すべてそういった取り扱いをいたしております。委託については秘密の保持が大原則ですが、個人情報の取り扱いの条項を記載いたしております。また、電子計算業務にかかわるデータ管理に必要な事項を定めたものを覚書として交わしております。現状でございますけど、担当課との契約は、業務にかかる事務処理体制の確認をはじめ、事務処理日程の事前協議により、計画的な処理、データ記録媒体等の授受、保管の管理台帳によるチェック等、細かく情報管理の徹底に努めておるところでございます。町民課、税務課、健康福祉課、建設課において、これら契約書、覚書に基づきチェックを行いつつ業務を行っておる状況でございます。今後も、より高いセキュリティ対策がとれるよう、調査研究していきたいと思っております。

2番目のウイルスのセキュリティポリシー対策でございます。ご存じのように、1人1台パソコンということで取り組んでおります。このポリシーをベースに職員では取り組みをいたしております。このセキュリティポリシーというのは、安全政策という内容でございます。これについては、庁内LANが以前のLGWAN 総合行政ネットワーク、これによって、他の自治体と接続されるようになったということで、全国の自治体でセキュリティポリシーを作成しなさいという方向性がございました。ということで、平成15年に平生町情報セキュリティポリシーを策定いたしております。現在、グループウェアで、すべての職員が確認できる取扱いをしております。対策については、ポリシーの中にごございます内容としまして、パソコン等の情報システム機器や記録媒体の持出禁止は勿論、不正アクセス対策、コンピューターウイルス対策、情報漏洩防止等について明記しております。不正アクセス対策といたしまして、ファイアウォールの設置、ウイルス対策についてはワクチンソフトを導入いたしております。これは、すべてのパソコンに導入いたしております。それとともに、電子メールで警報が情報管理班に届く体制をとっております。感染があれば、すぐその状況が把握でき対応する状況にいたしております。

パソコンの廃棄、リース満了時の返却でございますけれども、これについても、データ完全消

去プログラムの導入を行っております。

先ほどございましたように、ウィニー等の不正プログラムが現在問題になっております。情報漏洩対策については、許可なくパソコンにソフトをインストールすることを禁止しております。というのは、情報管理班でないとインストールできない体制をとっております。

いろいろ対応いたしておりますけど、ウイルス、ソフトが出回ってまいります。今後とも、職員に対しては周知するとともに、調査研究していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 再質問させていただきます。

今、皆さんが使っている個々のパソコンにインストールできない、プログラムが。できないという話はわかったんですが、メカニカル的にインストールできない状態なのか、あるいは、皆さんに入れてはいけないうという指示なのか、その点を再質問いたします。

それと、今年3月、「地方公共団体の情報セキュリティレベルの評価に係る制度の在り方に関する調査研究書」というのが出ております。当然、ご存じだと思います。ずっと見てみますと、現状のセキュリティ対策で十分なのか十分でないのか、絶えず進化する現状認識をしっかりと深めて対応する必要があると思っております。国からどういうふうなのが出ているかと申しますと、地方公共団体に対して、平成15年にポリシーの件、情報セキュリティの自己点検の確立がなされているかどうか、16年度末までに情報セキュリティ監査の実施要請が出されております。この辺がどういうふうになっているか。さらには、18年度末までには情報セキュリティレベルの評価制度も行政として立ち上げなければならないという要請がなされるのではなかろうかと推察されます。そういったもろもろの政府からの要請に対して、どういう状況になっているか、その辺を再質問いたします。よろしく申し上げます。

議長（平岡 正一君） 吉賀企画課長。

企画課長（吉賀 康宏君） まず、インストールできない内容でございますけど、これは職員の取り決めというのではなく、職員がしようと思ってもできないという、いわゆるメカニカルな対応で行っております。

それと、評価制度とセキュリティの自己点検、また評価制度の確立については、国から制度の対応をしていきなさいという内容となっております。平生町といたしましても、IT推進委員会、また、IT推進の下部組織で、各課の若いメンバー、特に、情報関係に精通した者でメンバーを組んで取り組みを今後もしていかなくちゃいけないと思っております。また、ソフトなりウイルスなり、いろいろなものが今後も出回ってくるし、どういった対応をしていくかというのは日進月歩といえますか、どちらもそういったことで追っかけていかなくちゃいけないという内容です

ので、今年データの暗号化ソフトの導入も検討いたしております。特に、パソコンで住民情報等を加工しながら事務事業をやっています。特に必要な担当においては、暗号化によってほかの者がデータを見ようと思っても見ることができない対応もいたしております。評価制度については、今からいろいろ取り組みが出てくると思っておりますけど、セキュリティ委員会、IT推進委員も町として立ち上げて取り組んでおりますので、この辺も今後、協議、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 大体の状況はわかりました。そこで、個人情報あるいは情報の漏洩というのは、非常に住民にとっても大切なことなので、今後とも情報漏洩が起こらないよう、遺漏なきようセキュリティのさらなる確立をしっかりとやっていただきたいということで質問を終わらせていただきます。

.....
議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩します。午後1時から再開いたします。

午前11時47分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

新本俊彦議員。

議員（1番 新本 俊彦君） 質問させていただく前にお願いですけども、身体に支障を来しておりますので、座らせていただきます。（発言する者あり）ご配慮ありがとうございました。

私の方から、地域福祉という課題と、町政運営に関する町長の所見をお尋ねしたいと思います。

まず、地域福祉の関係でございますけれども、この質問をさせていただくに当たりまして、私なりに本町の介護あるいは医療、社会福祉全般について整理してみました。高齢化が非常に進行しているという関係もございまして、町の資源、つまり、人・もの・金の多くが、この課題に集中している。とりわけ、社会保障っていうものは、人と人の関係でございますから、多くの人材がこの課題に懸命に取り組んで成り立っているということについて、改めて検証することができたし、これに対して、まず敬意を払わなければならないと思います。

同時に、今申し上げましたように、人と人のかかわりの中で成立しているものでありまして、特に、介護、医療の関係につきましては、その善し悪しを、与える者の判断と受ける者の判断っていうのがあろうかと思うわけでございますけれども、いずれにしても、受ける者の判断というものを重視していくということが極めて重要なことであるし、特に、この課題については、人権、

あるいは人間の尊厳、生きがいというものが深くかかわってくるわけですから、絶対ということはないし、完全ということはない。常に、時代の変化とともに進化、あるいは改革されるものでなければならない。そういう観点からいうと、私はこの質問そのものが今の施策に対して注文をつけるっていうよりも、むしろ、より充実した地域福祉というものを目指す一つの自分なりの見解というふうにお受けとめいただきながら、ぜひ、意のあるご回答をお願いしたいと思います。

前置きが長くなりましたが、けさも町長の提案の中にもありましたように、医療改革が成立をしましたし、今なお進行中だというふうに判断しております。介護保険制度も昨年の4月に改正されました。障害者自立支援法も今年からスタートしました。来るべき超高齢化時代に対応して、より良質な介護・医療、しかも、それは持続的なものにしていかなければならないという趣旨でございますけれども、限られた資源、財源の中での処置でありまして、少し中身を下げると、いわゆる重症な患者、あるいは障害者に対しては、かなり厚く処置をされておりますけれども、反面、軽症者に対しては薄い処置になっているのではないかとすることは否定できないと思います。

昨日決定した中身を見ても、いわゆる高齢者、70歳以上の医療負担増というものが、ここで発生してきますし、療養病床の再編ということで、いわゆる社会的入院をこれから暫時減らしていこうという動きがあります。この4月の診療報酬の改定においても、いわゆる維持期の患者に対して、一部保険が適用除外されるというものも散見されます。

また、介護保険につきましても、予防介護に重点を置く、自立支援を促すというのが大きなポイントになっています。当然、財源が限られていますから、負担の重い重症患者、障害者へのサービスを向上させる。そのためには、軽症な者に対しては少し我慢をしていただかなければならないという趣旨そのものはわかるわけでございますけれども、その結果、いわゆる軽症者に対しては、自己責任というものが求められ始めております。それは、結果的にサービスの低下につながってくると思います。

これらの問題につきましては、国の施策から派生するものでありますから、末端の地方自治体では、いかんともしがたい面もありますけれども、しかし、そうした国の施策によって困窮者が発生する。その困窮者をいかに救済していくかということも自治体の使命であり、責務でもあろうかというふうに考えるわけでして、その観点から質問したいわけでございます。

一つは、国の制度改編に伴って、町民サービスに影響が出てはいないか、サービス低下が起きてはいないか。起きているとすれば、それに対して、町としての補完的な施策というものが講じられているかどうかという点が一つです。

二つ目は、制度改革に伴って、当然、町の業務そのものが非常に複雑になり、しかも増加をし

てきています。これらに対して、本町は財政窮迫ということもあるし、特に、行財政改革をさらに進行させなければならないということでの集中改革プランに目下取り組んでいるわけですが、その中では、定員の削減、総人件費を削減するという問題が一方ではある。業務が非常に煩雑になってくるということと相反して、それに対応するための行政システム、こちら側を簡素化させなければならないという悩ましい課題があるわけです。それらについて、きちっとした体制が確立できるのかどうか。それは職員の皆さんのスキルアップも含めていかなものかということをも二つ目の質問として伺いたいと思います。

三つ目は、当然この課題は行政の能力だけでは限界がある。地域を挙げて、いわば、常々言われる「公助・共助・自助」、ここらがきちっと組み合わせられていかなければならない課題であろうと思うわけです。特に、民間の企業やボランティア、さまざまな団体の活用、さらには、2007年問題ってということで団塊の世代をどうするかという問題が発生しておりますけれども、いずれにしても、この地域においても、団塊の世代が職場から今度は地域に戻る。これを有効に活用しない手はないということをございまして、これらに対して、どういう取り組みをされようとしているのか。これについては、展開方法も含めて具体的にしていける必要があると思うわけですので、この点についてお伺いしたい。

以上、3点について質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

国の制度改正に伴って、特に、福祉の分野で町民サイドにいろいろ影響が発生しているのではないかと、そこら辺のフォローアップをどうしていくのかということだろうと思っております。

ご指摘のように、医療制度の改革が大きく行われようとしておりますし、既に、介護保険の導入、障害者自立支援制度がスタートしてあるという状況の中で、ご指摘のように、重度の方々に対する取り組みについて、制度そのものをしっかり維持していかなきゃいけない。あるいはまた、制度そのものを社会全体で支えていこうという趣旨のもとに、障害者自立支援については1割負担の導入とか、介護についても要介護の軽度の部分っていいですか、要介護をさらに要支援1・2と、そういう形で、1の部分を重度化していくのを防ごうという対策が、今、介護の部分も重点が置かれる状況でございます。できるだけ重度化しないような方向で、福祉・保健の事業をしっかり町として取り組んでいかなければいけない。まず、前提として考えております。

今、要介護認定を更新してはありますが、例えば、今までは要介護1であったものが要支援2に該当する、また、今までデイサービスの回数が2回、3回あったのが今度は回数が減るというような形でサービスが変化してきている部分がございます。そういう問題については、地域包括支援センターで取り組みをさせていただいておりますが、保健師等がケアプランを作成する

ために居宅訪問しますから、そのときにしっかり趣旨を説明して理解いただくよう、説明責任を果たす努力をするようにいたしておるところであります。制度がスタートしたばかりということもありますけれども、そここのところにしわ寄せが出てこないように。仮に、そういう形でサービスに変化が起こるのであれば、その部分についてはきちっと説明をしながら、バックアップできるようなシステムを構築していく努力をしていかなければいけませんし、いろんな声が出てくるでしょうから、もろもろをしっかり受けとめて、高齢者保健福祉計画を策定いたしておりますが、これから障害福祉計画等含めて策定してまいります。その中にも反映していくように、取り組みをしていきたいと思っております。

業務量ですが、特に、福祉の分野は地方分権の関係も確かにあります。障害者自立支援法は、サービスの実施が町に一元化されることになっておりまして、いろんな相談事業や生活支援事業、就労支援等、県が今まで行っていた事業が市町村の事業になった。介護保険でも、新しいシステムに転換していくための地域密着型サービスをやっていく事業者の指定権限が、知事から市町村長、町長の指定に変わった。児童虐待等についても、今まで児童相談所が対応を、県の方でしてありましたが、これも町が直接相談に応じるということで、権限移譲も含めて、それぞれ市町村に業務量といえますか、事務が発生してまいりますだけに、一方で仕事はどんどん増える、一方では限られた行財政の中で職員の体制をつくり上げていかなきゃいけない。特に、福祉の場合はいろんな意味で専門的な対応が迫られるという状況でございますから、この辺には特に配慮をしながら、体制の中で今、班制度にしてフラット化していこうということで町を挙げて取り組んでおりますが、その中で、最大限力を発揮できるような町の体制を引き続き保証していかなければいけない、努力をしていかなければいけないと考えております。そこら辺については、職員の能力もしっかり生かしていけるように努力をしてみたいと思っております。

それから、民間のいろんな活力といえますか、ボランティア、団塊の世代を含めて地域福祉のある意味では担い手といえますか、そういうものを含めて考えていかなければいけないということです。今、平生町の場合は、福祉の分野では社会福祉協議会と連携をしながら、相当、事業をいろいろこなしてもらっております。地域福祉についても、地区社協をつくっていこうという取り組みを今やっていただいております。もちろん、ボランティア活動等も一生懸命取り組んでいただいておりますし、福祉の輪づくり運動といえますか、そういうものも着実に取り組みを進めていただいております。地域の皆さんと一緒に協力しながら取り組んでいこうというものです。大野の場合は地区社協が既に立ち上げられておる。そういう地域のネットワークづくりというのがこれから大事になってくるだろうと思っております。こういった地区社協の構築といえますか、こういうものについて、町としてしっかりバックアップしていかなければいけない。ということで、今いろいろ聞いてみますと、地区社協の中でも高齢者がおられる。通院とか買い物とか、

そこら辺の交通手段をどう確保するか。わしらで何かできることがあるんじゃないかというようなことで、いろんな協議もされておるようでございまして、地域のネットワークがどんどん機能していくことによって、血の通った地域福祉というものをこれから目指していけるんじゃないかというふうに考えるところございまして、引き続きこの取り組みも進めていかなければいけないと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（平岡 正一君） 新本俊彦議員。

議員（1番 新本 俊彦君） 質問そのものが非常に抽象的で、本来であれば、制度改革に伴って具体的にどういう不備が出ている、これを正してほしい、そういう形で質問をすべきなんでしょうけれども、自分自身の不勉強もございまして非常に抽象的になっているわけですが、いろいろ耳にするに、不具合が生じておるということはありますし、これについては待たなしの課題でもあらうと思うし。特に、高齢者に対する介護などについては、あるいは医療もそうですけれども、当人にとって生きがいにつながってくるわけでありますから、サービス低下がイコール生きがいを失うということにもなりかねない。そういう焦りもありまして、こういう中途半端な質問になっておるわけです。そうはいいながら、本町の高齢者保健福祉計画にも目を通させていただきました。その中で立ち上げられた地域包括支援センターがどう機能しているかっていうことについても、若干、検証しているところでございます。まだまだ、これからという面もあるんでしょうが、計画云々というよりも、社会現象そのものは、既にそれが行動に移されてなければならぬ時期というか、タイミングのミスマッチも少なからずあるんじゃないかと思えます。

特に、けさほども報告があったように、自殺者が年間3万人という高い水準をキープしている。その中身を見ると、健康に対して45パーセントの人が不安を感じて絶望した、あるいは経済的な理由が25パーセント。恐らく、ここにはオーバーラップしているものがあると思うんです。そういう面から見ると、包括支援センターなどで相談窓口は開設されておりますけれども、やっぱり行政そのものに対する依存度は極めて高いわけでありまして、専門的な相談窓口というようなものも必要に迫られているんじゃないかと思えます。計画というよりも、既に行動に移す、展開する時期にあるっていうこと、これらについての状況認識。そこに自分自身、非常に物足りなさ、焦りを感じるわけですが、そこらについてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 包括支援センターを中心にして、社協に委託しながらいろんな福祉事業を展開させていただいております。高齢者保健福祉計画との関係でいいますと、先ほど、ミスマッチがあるんじゃないかというような話でございますが、常に風通しをよくしながら情報交換していきながら、時代に即応した対策が取れるように。今、社協の話をしました。うちは保健セ

ンターもあります。健康福祉課、保健センター、それぞれ連携をしっかりと取りながら事業の展開をこれからも図っていきたいと思います。

特に、町としてはいろいろある中で、介護についても介護予防、医療についても健康保健対策事業、こういうものを健康づくりといいますか、医療関係は特別会計にはね返ってくる部分が出てまいりますので、地道ではあっても取り組んでいかなければいけない課題、それもタイミングがあんまりずれないように、常にしっかりと連携を取って対策を進めていきたいと考えております。議長（平岡 正一君） 新本俊彦議員。

議員（1番 新本 俊彦君） 非常にウエートの重い課題であるし、これから、町としても財政の健全化を図っていかなければならない。そのためには、町民の皆さんに無理なお願いもしなければならぬし理解をしていただかなければならないという面も多分に出てくる。そこで決め手になるのは、行政と町民との信頼関係がいかに構築されているかということにかかってくるんだろうと思います。ぜひ、そういう観点から、積極的でないとはいえませんが、さらに力を入れてご尽力いただくように、この点については要望しておきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。町長の町政運営に関する所見についてということで質問させていただきます。

町長の2期目の任期、6カ月を切る状況になってきました。就任以来、町長は対話の重視、あるいは協働のまちづくりということで、このことを提唱されながら、民生の安定っていうか、地域の活力・活性化という課題に取り組んでこられたと思うわけです。特に、この間、おおざっぱに言えば2期間の地方自治体をめぐる情勢の特徴としては、やっぱり地方分権への対応ということだったと思います。ただ、その地方分権っていうのが、いわゆる下から沸き上がった地方分権というよりも、政府が主導する、国が主導する地方分権、これによって、いびつな形で地方分権が進められてきたことは否めない事実だろう。また、今日に至っては、格差社会ということが非常に論じられておりますけれども、地域間格差、特に、都市と地方との格差、この問題が、やっぱり本町においても無縁のものではない。結果的に財政が非常に窮迫している。けさほどの質問に対するやり取りの中でも、深刻の度を増しているということは否めない事実だろうと思います。行革大綱や集中改革プランなどをもって、今、それを補完するための作業が懸命に取り組まれているわけですが、現状は、あるべき姿っていうかオーバーに言うと。これについてはほど遠い。むしろ、これからが正念場に差しかかっているといっても過言ではないと思います。

そこで、改めてですけども、町長としてこの間を、現状の上に立ってですけども、どのように総括されるのかということが一つ。

二つ目の問題は、特に、山田町政2期目の大きな課題は、いわゆる自治体合併、平成の大合併への対応だったと思うんです。これは、ある意味では行財政改革の大きな手段っていうような受

けとめもあって、本町としても柳井広域1市2町の合併ということに対して進められてきた。当然、住民合意というコンセンサスづくりを進めてきたわけでありましてけれども、結果的に成就しなかった。その原因ってというのはどうあれ、やっぱりコンセンサスを十分に反映できなかったということについては、まことに遺憾なことであり、猛烈な反省を要するものではないかと思えます。その上に立って、けさほど、合併問題についての基本スタンスについては既に質問があったし答弁がありましたので、それ以上のものもそれ以下のものもないと思うわけでありましてけれども、いずれにしても、不調に終わった原因が、巷間言われるには、信頼関係がなくなったということ、その余韻もいまだにまだあるやに思うわけでありまして、いずれにしても、信頼関係の確立ということについて、これは合併するしないにかかわらず、やっぱり醸成していくことが極めて重要だろうと思うし、深くは問いませんが、その辺のところも含めて、できれば町長としてのご見解を伺わせていただきたいと思えます。

三つ目の問題は、現状をどう自覚され、将来をどう展望されるかということについての質問でございます。今申しましたように、行財政改革が喫緊の課題になっている、これは百も承知のことですけれども、加えて、本町の高齢化の進行、少子化の問題、さらには教育の充実、子供の安心という問題が、ここに来て極めて大きな課題になってきました。地域の安心・安全、あるいは環境への対応、自治体としての課題というものがますます重大化し、多岐にわたってきました。これらについては、過去からの継続も含めてきちとした対応が強く求められる。この中で、町長自身、この年末に任期を迎えられるわけでありましてけれども、町民の中に、町長自身が町政を引き続き担当されるのかどうかということについての関心も高まりつつあります。この点について、あえて質問させていただきたい。町長自身、タイミングということもいろいろ……、担当するか否か、あるいはタイミングをどうするかということについて、町長としてのお考えもありませんけれども、町民の関心もあるかと思えますので、ぜひ、この場において、その旨を開陳していただければというふうに思います。

以上、3点にわたって質問させていただきます。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町政執行の基本姿勢ということで、3点にわたってご質問をいただきました。

全体としていえることは、ご指摘のように、本町にとりまして当面しておる課題、これからの将来のことを考えた場合、まさに正念場に差しかかっていると受けとめております。これは、お互いに共通した認識だろうと思っております。

そうした状況の中で、1期目に続いて2期務めさせていただいておるわけですが、実際には、まだ5カ月近くあるわけございまして、全力投球を続けていかなければならないと思

っておりますが、一定の現時点における総括といえますか、考え方を申し上げておきたいと思っております。

当然、2期目の大きな課題としてありました合併問題については、我々としても真剣に取り組んでまいりました。もちろん、住民の皆さんとの対話を重ねながら、そしてまた、議会の皆さんとも十分協議を重ねながら対応してまいりましたが、残念ながら実を結ぶことができなかったという一つの反省の上に立って、午前中に申し上げましたようなスタンスで対応していかなければいけないと考えております。同時に、そのこととあわせて、いろいろこの間にハード・ソフト両方にわたって事業を推進してきてことができました。限られた財政の中で整備をしなければならない課題等についてもさせていただいてまいりました。

振り返ってみますけれども、ソフトの部分から……。1期目は、ご承知のように対話重視ということで、いろんなシステム、組織をつくらせていただいて機能させていく。あわせて、第三次平生町総合計画をつくって、21世紀初頭の平生町の町政運営の指針を示しながら取り組んでいくということの上に立って、私自身、2期目に入ったわけでございます。ソフトの部分では、個人情報保護条例、青少年育成町民会議の発足、自治会活動の支援、連合会設立に向けての取り組み、自主防災組織の拡充、男女共同参画プランの策定、安全・安心のまちづくり条例の実践、まちづくり基金の創設、地域の力発揮事業の実施、次世代支援行動計画の策定、子育て支援、介護予防、介護保険計画は2期、3期ございましたけれどもこの策定、昨年は町制50周年、それから新エネルギービジョンの策定、さらに、午前中からも議論になっております第四次行革大綱と実施計画、緊急平生町行財政改革プログラム、さらに、この秋に向けて佐合島渡船の共同運航の実現というようなことで、いろいろソフト面ではそういう取り組み。それから、ハードの部分では、大野保育園のデイサービスセンターへの改築、田布施・平生の合同斎苑の完成、漁業集落環境整備事業の供用開始、田名埠頭の完成、大星山風力発電所の稼働、ホームタウン平生の完成、若者定住促進住宅の建設、阿多田関連で交流館の建設、回天碑の移設、回天レプリカの設置、緑地公園の整備、情報化対策として市内LANはもちろんでありますが、地域イントラネット整備事業、こういう形で、ソフト、ハードとも考えてみると、いろんな取り組みをおかげさまですることができたのかなということで、改めて、議会の皆様のご理解とご協力に感謝申し上げたいと思っております。

こういう状況の中で、三つ目の質問がございましたように、どういうふうに臨むのかということでございます。当然、合併の問題については、広域圏の連携というのは、信頼関係を構築していく上でも図っていくことがベースに当然なろうと思えます。タイミング等ももちろんあるわけでございますけれども、合併新法の期限というのが1つの大きな目標になってまいりますから、その間に何とかめどをつけなきゃいけない。そういった意味で、全力でこの問題については皆さ

んにもご協力をお願いすることになろうと思えますけれども、町の将来あるべき姿の道筋をきちっとつけていかなければいけない大事な時期だというふうに踏まえております。

あわせて、ご指摘ありましたように、現実的な課題として、緊急行財政改革プログラムに基づく集中改革プラン、第四次行革大綱、いわゆる財政の健全化対策は待ったなしであります。計画はできたけれども道半ばということでございますので、しっかりこれを軌道に乗せて、着実に実践していかなければならないと思っております。財政の健全化対策についても午前中に議論いただきましたが、かなり厳しい。甘い見通しを持ってやると後に何かあるかわからない。したがって、常に厳しく厳しく読みながら想定していただいて乗り越えていきたいと考えておりますので、そういう意味でも、財政対策について、今後も議論をお願い申し上げたいと思っております。

あわせて、地域の力発揮事業、協働のまちづくり、安全・安心のまちづくり、少子・高齢化対策ということが中心になってまいります。時代のひとつのニーズに的確にこたえていかなきゃならないということで、情報通信基盤の整備を引き続き進めていかなければなりませんし、新エネルギービジョンの具現化ということも、当面、大きな課題になってまいります。今、合併問題を含めて、数多くの困難な課題に直面いたしておりますが、これらの課題に着実かつ的確に取り組んでいって、将来への道筋をきちっとつけていくことが、今、私に課せられた最大の使命だというふうに受けとめております。したがって、3期目に向けて、町民の皆さんのご支持がいただけるのであれば、文字どおり、本町の捨て石となってこの使命を全うしていかなければいけないという所存でございます。皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

議長（平岡 正一君） 新本俊彦議員。

議員（1番 新本 俊彦君） 今は、本町含めて地方自治体は国の三位一体改革、とりわけ交付税のさじかげんによって、浮かびもするし沈みもする。今、まさしく沈まんとしておる、その中に本町もあるわけです。高齢化の進行に伴って、国民、町民自体が我慢をするところはしていかなければならない。そのかわり、人間の琴線というか、心の琴線、ここに響くようなことも一方ではきちっとしていくことが、お互いの信頼関係を築いていくことになるんだろうと思うんです。

過去にも当然あったとは思うんですけれども、地方自治体の中でいんなきしみが生じると、町民、市民の対立感情があらわれるというようなものもある。決していい言葉ではありませんけれども「貧すれば鈍する」ということにならないような活動、これについては議会も当然、自覚をしなければなりませんけれども、行政の方も、間断ない努力をぜひお願いしておきたい。これについては、もうお答えはいりません。

以上で、質問を終わります。

.....
議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） それでは、通告いたしました障害のある子供たちの放課後や学校休業日の支援についてお尋ねいたします。

先ほど、町内の児童クラブが満員で入れなかったという現状についての質問が淵上議員からございました。働きたい、もしくは働かざるを得ない保護者が当たり前に行ける環境整備は、少子化対策の有効な処方せんの一つだと私も思います。もちろん、それは障害を持つ子供たちを育てる親にとっても、同様かそれ以上に必要なことだと考えます。

そこで、障害のある子供たちの放課後や学校休業日の支援についてお尋ねいたします。

まず、現況についてです。現在、養護学校に通う生徒数と、その子供たちの放課後等の過ごし方の支援状況、同じく、普通学校に通う障害児の生徒数と支援状況、また、その支援の対象となっている子供たちの障害程度と年齢をどのようにしているか。

次に、障害者自立支援法が一部改正され、今年の10月より新体系サービスへ移行されます。放課後等の支援は、現在、児童短期入所事業で行っていますが、これが使えなくなると聞いております。かわりに、障害児タイムケア事業で対応することとなるようですが、これを実施するには、知事に申請して承認を得なければ補助金が出ません。保護者へ向けたニーズ調査や説明はされているのでしょうか。また、この事業の実施主体は市町村となっており、社会福祉法人等に委託も可能だとありますが、実施事業者などのサービスの受け皿は整っているのでしょうか。

以上、現在の支援状況と10月からの新体系サービス実施に向けた準備、検討はされているか。大きく2点、お尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 障害のある子供たちの放課後や学校休業日の支援についてということで、大まかに2点、ご質問いただきました。

現在の障害児の状況でございますが、田布施養護学校、小中合わせて3名の方、トータルでは実際にはもっとございますが、3名の方がこの支援事業を利用されておる状況でございます。これは、城南学園での自立支援法に基づく児童短期入所事業です。今度、自立支援法に基づいて生活支援事業の方に移行して障害児タイムケア事業になるんですが、今は、児童短期入所事業ということで展開されており、親が急に病気とかケアできないので、放課後そこで過ごすという形で事業が実施されております。実質、3名が利用されて、延べ人数231人ということになっております。普通学級の障害児の対応については、児童館の方で実施いたしております。児童クラブの中で1年生から3年生までを対象に事業が実施されております。これは1名でございます。

ご指摘のありました障害児タイムケア事業でございますが、10月からこの制度に移行していくということでございまして、今、親の会等から事業開始に強い要望がなされておりました、実際、利用実績のある周南市、光市、柳井圏域1市4町、これらを含めた形で共同実施する方向で

検討が行われております。できるだけ早く結論を出して、10月からということでございますから、当然、実施主体は市町ということでやっていくわけですが、市町が構成しますから、負担がどうなっていくのか、あるいは利用者の負担をどうしていくのかというようなことを含めて、早急に協議をこれから詰めて、ニーズ調査は、いろんな方々の要望等も聞いております。城南学園を利用されておる方は、近隣市町延べで4,474人ということですから、それなりのニーズというのは把握をいたしておりますが、ある程度、協議を具体的に早急に詰めて保護者の皆さんへの説明もさせていただかなければいけないと考えております。

新しい制度導入に向けての協議を精力的に進めておるということで、答弁させていただきます。
議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、共同実施の方向にあるということございました。タイムケア事業は3時間以上を目途として、単価は4,000円と聞いております。そのうちの3,000円が補助事業で、国が1,500円、県が750円、町が750円ぐらいの負担で、利用者が1,000円と言われております。利用者負担の1,000円、これが高いか安いかという話になるんですけど、利用者分の1,000円に対しては、市町村の判断により、その一部または全額を徴収しないことができるという項もございます。

共同で実施されるので、今からそういったことも話をされると思いますけれど、仮に、ひと月20回利用するとしたら2万円ということになります。片や、児童クラブで子供を預かってもらうのは2,000円、10倍の差があります。これは、同じ子供を持つ親、保護者としてこの差をどう考えるべきか、このあたりをどういうふうにご考慮されるか。

また、送迎サービスは、単価の中であることができるということになっているようなんですけれど、ぜひ送迎サービスも要りますので、そのあたり。実施主体は城南学園になると思うんですけど、話をされることとなると思うんですけど、そのあたりの取りまとめ。

あと、先ほど普通学校に通っている、特学に行ってる方については児童クラブで対応ということございました。児童クラブで対応ができるかどうかというのが、さっき淵上さんの話になるんですけど、現在100名が定員で、今年109名の方が来られて抽せんになった。利用される方の状況によって順番もあるんでしょうけれど、障害児の保育には専門的な視点も欠かせませんので、そういった質、量の確保というのも今からは問題になってくると思います。そのあたりの対応をどういうふうにお考えか。

現に、十何人ぐらい、特別学級に通っている子供もいるわけですから、そういった子供たちが、もし児童クラブへ入りたいといった場合、現在は1人もいらっやらないそうなんですけれど、過去、在籍されていたこともあります。今からはそのあたりのことも考えられないといけないと思うんですよ。そういった場合はどうされるのかをお願いいたします。

議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩します。午後2時10分から再開いたします。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 障害児タイムケア事業について、今、利用者負担の問題についてお話がございました。ご指摘のように、1回につき1,000円を利用者から徴収する。これは、国の実施要綱ではそういう形になっているようでございますが、市町の判断により、その一部または全部を徴収しないことができるという形で規定されておまして、そこら辺について、関係市町との間で協議をさせていただいておる状況でございます。

送迎サービス、それから児童クラブの対応等については、健康福祉課長からご答弁いたします。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） それでは、障害児の送迎についてと障害児について児童クラブで対応できるのかということにつきましてご説明させていただきます。

障害児の送迎につきましては、国の実施要綱は、養護学校からタイムケア事業の実施事業所までと、その事業所から障害児の自宅まで送迎サービスを必要に応じて行うこととするようになっております。これにつきましては、そういう方向で話を進めてまいりたいと思います。

それから、障害児の児童クラブでの対応につきましては、これまで児童クラブで障害児の方、これは軽度だったんですけれども、2年生から4年生までお預かりした実績がございます。また、障害児に対する県の補助制度もございますので、軽度につきましては対応できるのではないかと思います。中度、あるいは重度につきましては、細田議員ご指摘のとおり、専門の事業所でお預かりしていただく方が望ましいと思っております。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、関係市町村で、利用料と送迎について話し合っていくということございました。そちらの方をよろしくお願ひしたいと思います。

障害者にかかわる政策も、今、措置から契約となっているわけですが、契約相手が今回だったら1つしかないという状況です。タイムケア事業は、あくまで実施主体は市町村ですから、指導、監督の義務もございます。ぜひ、事業者へ適正で公正、効率的に行われているかどうか、利用者の保護者からも聞きながら、そういった調査も入れていただきたい、定期的に保護者への聞き取り調査も行っていただきたいということを要望したい。それから、障害を持つ子供たちが

安心して過ごせる大切な場所づくりでございますので、適正に整備していただきたい。例えば、中度、重度の方にタイムケア事業の方へ行ってもらうのがいいのか、はたまた、地元の普通の子供たちの中で一緒に放課後を過ごしてもらうのがいいのかという議論の余地はあるんですけど、そういった居場所づくりをしっかりとっていただきたい。あと、保護者の就労支援、そういった面もでございます。そういった保護者の立場に立った支援。それから、子育てという大変な事業なので、休息が必要な保護者もいらっしゃいます。そういった方が安心して預けられるような支援をお願いして、一つ目の質問を終わります。

次の質問に移ります。住民の生活に密着しているごみ問題についての質問でございます。

市町村において、ごみの取り扱いが始まったのは1954年のことで、この年に、市町村がごみやし尿処理をすることが法で定められました。ちなみに、そのころ家庭から出るごみ1人当たりの量は、都市部で1人1日160グラムぐらいであったと聞いております。それが、高度成長時代に使い捨て文化が広がり、ごみの量は増加し、環境に深刻な影響を与え、多くの問題を引き起こしています。ごみの量は1985年前後に急増し、1人1日の排出量が1,100グラム程度を推移し、今に至っております。この社会問題化したごみ問題を解決すべく、1995年に出された容器包装リサイクル法をはじめとして、家電や食品、建設、自動車と、次々にリサイクル法ができました。それにもかかわらず、ごみは減らず、有効な手段を探しあぐねているのが現状と思われまます。ごみの問題は、住民の快適な生活を守る上で重要な問題ですし、町財政への負担ともなっています。そこで、我が町におけるごみ量の変化と、それにかかる処理費用、そして最終処分場の耐用年数をお尋ねいたします。

県では今年3月、全国に先駆けて、総合的循環計画として「循環型社会形成推進基本計画」を策定しています。これらを考慮されながら、ごみ問題の現状と課題、対策をお聞かせください。
議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ごみの問題について、今3点ばかりご質問いただきました。

可燃ごみ、不燃ごみの量の変化でございますが、今、可燃ごみの町内における状況は、処理をしてもらっておりますのが、平成17年度で4,652トン、平成13年までどんどん伸びてきて、平成13年が4,743トン、それ以降ずっと横ばいで、多少、上がったたり下がったりという状況で、今4,652トン、1人当たりの年間排出量は338キロということになり、1日の排出量が0.9キログラムということでございます。

それから、不燃ごみでございますが、平成11年、12年、この辺までは1,427トンぐらいまでいっておりました。今は1,161トン、1人当たり年間排出量84キログラム、1日の排出量で0.2キログラムということでございます。今あったように、家電リサイクルとか途中で始まってきておりますので、ガレキ、缶、金属、瓶類は、この数年は減少傾向にあります。平

成7年からのリサイクルで収集を始めました新聞、雑誌などの資源ごみは、平成17年度は590トンとなっております。12年度からはペットボトルの収集開始ということになり、17年度は19トンという状況でございます。燃えないごみの粗大ごみは年度別の増減がありません。今日の町内における状況ということになるかと思います。

減量化に向けていろいろ取り組んでおられるわけですが、1人当たりの処理費用がどうかというお話でございました。可燃ごみですと、平成17年度、周東環境衛生組合の負担金から試算しますと4,700円、不燃ごみは熊南環境の負担金から試算しますと4,400円となります。ペットボトルの収集費用は、17年度は216万円ということでございます。それから、可燃ごみの灰の処分費用1,580万円ということに平生町分はなっております。

とにかく、ごみの減量化に向け、分別収集を含めて町としてできるだけの対応をしていかなければいけないし、県もご指摘のように循環型社会形成に向けて基本計画を策定し、ある意味で模範、モデルといいますか、そういうものを示していこうということで取り組みがなされております。県の方針で対応できるものは町としても取り組んでいきたいと思っておりますし、減量化について、今までも生ごみ処理機の設置、ペットボトルの分別収集、資源ごみの分別収集、資源ごみ回収奨励金ということで、資源化に向けての取り組みを進めさせていただいております。

住民の皆さんにも広報活動を通じて呼びかけておまして、18年6月号の広報「ひらお」で、6月は環境月間ということで「チーム・マイナス6%運動」の1つのアクション、6つのアクションということで、皆さんへの呼びかけもさせていただいております。町として、現在取り組みを行っておるということでございます。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） ただいまのお答えの中で、町民1人当たりのごみの排出量は1,100グラム、処理費用は可燃ごみと不燃ごみで9,100円、それプラス、灰の処理料その他がかかるんですけど、大体、国の平均と同じぐらいかなと。ということは、まだまだ減量化の余地が十分にあるということではないかと思っております。

家庭ごみは、容積にして60パーセントが包装容器ごみと言われております。その減量を目的とした容器回収リサイクル法ができたわけですけど、今年で10年ということで見直しがされております。その見直しの中で、先ほどリサイクルの話もありましたけれど、リサイクルの市町村負担が2004年度のデータでは3,056億円、事業者の約7倍、このあたりにメスを入れた見直し論もあつたやに聞いているんですけど、業界の反対で平均化は無理だったようです。

また、レジ袋の有料化による減量を図ろうという案も出ました。レジ袋は、年間300億枚、国民1人、年間300枚を使用している計算になり、60万トンのごみとなっている。これをつくるための原油は、実に56万キロリットルということです。そこで、平生町でもこのレジ袋を

減量するため、ふるしきや手提げ袋を持参して使用するマイバッグ運動を展開されてはいかがでしょうか。ごみの減量化を進めるためのわかりやすい旗印となるのではないかと考えております。

例えば、今回の夏のクールビズの話、夏の省エネ対策として、行政も議会もクールビズに取り組んでいるんですけど、そういった、目につき実施しやすい運動として、マイバッグ運動を勧められたらいいと思います。その上で、具体的な数字を入れた広報活動、先ほど1人幾ら、何グラムぐらいのごみを排出して、それが年間1万円ぐらいかかっている。そういった状況を広報に載せながら、例えば、各家庭で1日100グラムのごみを減量するにはどうしたらいいか。牛乳パック1本30グラム、レジ袋なら10グラム、生ごみを水切りして30グラム、トレーで10グラム、ごみに入れていた紙袋を資源に回して20グラムというように、実現可能な目標をもって、具体的なグラムでイメージしてもらえそうな工夫を入れた広報活動。先ほど、町長から広報活動もしているよというお話がありました。確かにしているんですけど、最近、ちょっと広報活動も低調といえますか、ずっとここ何年かのを見させていただいたら、平成10年前後に出している広報「ひらお」には結構ごみの話が出ているんですけど、それ以降、少なくなっておりますので、そういったごみの減量について定期的に広報を行う。みんなに呼びかけて、呼びかけて、呼びかけてという形です。

それと、県の基本計画の中に、一般廃棄物について平成15年度の総排出量65万3,000トン、平成22年には60万2,000トン、リサイクル率は21.7パーセントから35パーセントへと目標設定しています。このあたりも、町でどういうふうに取り組むかというのを、多分、今から考えていかれるんだと思います。

以上、マイバッグ運動と具体的な広報活動への取り組みについてお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ごみの減量化に向けて、レジ袋等のことを考えるならば、マイバッグ運動をしっかりとやらなければならないというご提言をいただきました。確かに必要なことだと思いますし、以前にも、たしかマイバッグ運動をやろうという提唱が一時なされたように記憶いたしておりますが、結局、町内全域に普及しなかったように思っております。環境推進協議会ですか、あの辺も含めて取り組まれたらと思っておりますし、地球のマークが入った袋があったように記憶いたしておるんですが、普及しておりませんので、改めてこういう時代に、例えば、ふるしきを見直そうということで、デパートもクールビズなんかにあわせて、これほど日本のすばらしい知恵はないというので、ふるしきの活用について見直そうというような動きもあります。買い物袋を改めて、みんなでマイバッグ運動を提唱していくというのは大事なことだと思いますので、前回、どういうところに問題があって普及しなかったのか、その辺の反省も少し研究しながら、どうすれば皆さんに啓発していきながら参加してもらえかということも少し勉強しながら方向づけを

していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

広報活動については、折に触れて住民意識の啓発をやっていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、町長にお答えいただいたように、廃棄物の抑制、再資源化を推進するのが自治体の役目なんですけれど、そのための効果的な意識啓発について先ほど述べさせていただいたわけです。その他、学校教育における環境教育もそうでしょうし、先ほどの生涯学習における環境衛生推進協議会、その他の消費者問題協議会などとの社会団体との連携によって、廃棄物処理体制の強化と制度を支える人材育成も必要でしょうし、それに加えて、行政の率先行動としての省資源、リサイクル、グリーン購入などやっていらっしゃいますので公表も必要だと思います。

最後に、ちょっと具体的な提案を2つさせていただきます。

資源ごみの回収の件ですけれど、この中で、瓶を一括してビニール袋の中に、いろんな色の瓶を一括して入れております。これを熊南環境衛生組合資源センターで手作業にて色別に分けております。これあたりは、分別している自治体もたくさんあります。その手間がひと手間省けてコストダウンになるのなら、そういったことも考えられたらと思いますし、雨の日の資源ごみ、紙とか布とかがぬれております。以前、広報に雨の日に出す場合はビニールか何かをかぶせて、ぬれないようにという話も出ていたんですけれど、ごみカレンダーにはそういった記述はないものですから、皆さん見落とす方が多いんだと思います。せっかくの資源がぬれては、ごみになるか、もしくは、もう一度開いて乾かしてという手間になりますので、そのあたりのことも考えていただけたらと思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（平岡 正一君） これをもって、一般質問を終了いたします。

議長（平岡 正一君） これより、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） ちょっとお尋ねしますが、承認第1号と第2号は、税制改正によって町はどうなるのか、プラスになるのかマイナスになるのか。また、各個人はプラスになるのかマイナスになるのか。その辺をちょっとお教え願いたいと思います。

議長（平岡 正一君） 暫時休憩します。

午後2時31分休憩

午後2時32分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

洲山税務課長。

税務課長（洲山 和久君） それでは、専決処分の平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、税源移譲分ということでございまして、町にとって大きくプラスになるというふうに試算しております。

議長（平岡 正一君） 田尾町民課長。

町民課長（田尾 正昭君） 平生町国民健康保険税条例の専決処分の件であります。国保の介護の賦課限度額が8万円から9万円になります。昨年度の限度額が8万円で、超過しておった方は今度9万円になりますので、それだけ負担増になります。

もう一つは、地方税の方で年金の改正がありまして、65歳以上の方の所得を出すときの控除額の控除金額が変わりました。主なものが、140万円控除になっておったところが120万円の控除になりましたので、約20万円所得が増えます。所得が20万円増えたとなりますと、国保の所得割が8.2パーセントですので、1万6,400円の増になります。そのための軽減措置として、2年間、平成17年1月1日以前に生まれた方は、最初の年が13万円の控除、次の年が7万円の控除がありますので、税に直しますと、1万660円と5,740円の軽減がありますけど、その差額は増ということになってきます。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 今質問したのは、町の方と個人の方、2つ聞いたわけですが、初めの方は、町の方を答えられて、後の方は個人のことを答えられたわけです。それも、どちらがどちらかちゅうわけには、これは2つ条例が入っていますので、片一方ずつちょっと答えていただくといいいんですが。

議長（平岡 正一君） 洲山税務課長。

税務課長（洲山 和久君） 個人住民税は、住民の方は増えることになります。当然、この条例の中に、たばこ税がございまして、これについても個人負担は増えることになります。町にとってはプラスということでございます。以上です。

議長（平岡 正一君） 田尾町民課長。

町民課長（田尾 正昭君） 先ほどお答えいたしましたのは、国民健康保険税の方の説明でありました。ご理解いただきたいと思っております。（「町はどうなるんですか」と発言する者あり）町に

としては、当然、国保税は多くなるということです。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） これは、三位一体の改革による税源移譲でこういうことが起きたんだと思いますけど、町はプラスになるけど、各個人は全部マイナスになるっちゃうことですよ。増えるっちゃうことじゃから、個人はマイナスになるということになるわけですね。（発言する者あり）わかりました。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、報告第1号平成17年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてから、報告第3号平成17年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についてまでの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。一般質問及び質疑が終了いたしましたので、6月16日の本会議を休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） ご異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第11、委員会付託を追加いたします。

日程第11．委員会付託

議長（平岡 正一君） 日程第11、お諮りいたします。承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について並びに認定第1号平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定の件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） ご異議なしと認めます。よって、承認第1号及び承認第2号並びに認定第1号については、お手元に配布の付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

・ ・

議長（平岡 正一君） 本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、6月22日午前10時から開会いたします。

午後2時41分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 正 一

署名議員 増 野 洋 樹

署名議員 河 本 史 朗

平成18年 第3回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成18年6月22日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成18年6月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 新本 俊彦君 | 2番 湊上 正博君 |
| 3番 藤村 政嗣君 | 5番 山名 喬二君 |
| 6番 細田留美子さん | 7番 柳井 靖雄君 |
| 8番 河内山宏充君 | 9番 増野 洋樹君 |
| 10番 河本 史朗君 | 11番 吉國 茂君 |
| 12番 鍛冶原重雄君 | 15番 安村 忠男君 |
| 16番 福田 洋明君 | 17番 川本 健吾君 |
| 18番 平岡 正一君 | |

欠席議員(1名)

- 13番 曾田 文彦君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君 書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長 山田 健一君
政策調整室長兼出納室長 佐竹 秀道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 高木 哲夫君
企画課長 吉賀 康宏君 町民課長 田尾 正昭君
税務課長 洲山 和久君 健康福祉課長 河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長 松井 稔君
建設課長 安村 和之君 佐賀出張所長 木谷 巖君
教育長 合頭 興亞君 教委総務課長 福本 達弥君
教委社会教育課長 弘中 賢治君

午前10時00分開議

議長（平岡 正一君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（平岡 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、川本健吾議員、鍛冶原重雄議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．委員長報告

議長（平岡 正一君） 日程第2、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について並びに認定第1号平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定についての件を一括議題といたします。

本件に関し、6月15日の本会議において、関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。藤村政嗣総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（藤村 政嗣君） 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成18年6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました承認第1号及び認定第1号につきまして、6月19日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。承認第1号については、全会一致で承認、認定第1号については、全会一致で認定することにいたしました。

次に、主だった審議経過を報告いたします。

承認第1号については、専決処分を行った平生町税賦課徴収条例の改正内容について、税源移譲に伴う個人住民税率の改正や定率減税の廃止、固定資産税や町たばこ税の改正等について補足説明があり、加えて、税制改正による歳入の動向について、税による増収部分は交付税で75パーセントの捕捉を受けることから、大きな伸びは見込めないとの説明がありました。

認定第1号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務文教常任委員会で付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認あるいは認定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

議長（平岡 正一君） 山名喬二産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員長（山名 喬二君） 産業厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成18年6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました承認第2号につきまして、6月20日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告いたします。

まず、採決の結果から申し上げます。

承認第2号については、全会一致で承認することにいたしました。

次に、主だった審議経過を報告いたします。

専決処分を行った平生町国民健康保険税条例の一部改正について、改正による被保険者の負担増と軽減措置について補足説明を受けました。それを受け、公的年金等控除の見直しにより、65歳に達していた人の受ける保険税の影響はどの程度になるかとの質問があり、総額で、18年度は約1,000万円、19年度は約1,500万円、20年度は約2,200万円の増になるとの説明がありました。

以上が、産業厚生常任委員会で付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

議長（平岡 正一君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。分割して採決を行います。

まず、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を起立により採決いたします。

承認第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

次に、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を起立により採決いたします。

承認第2号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3 . 諮問第1号

議長（平岡 正一君） 日程第3、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。去る6月15日にご提案申しあげました議案につきまして、本会議並びに各常任委員会で慎重にご審議賜りましたこと、まずもって厚くお礼申し上げます。そして、ただいまは承認2件、認定1件につきましてご議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

さて、本日ご提案を申し上げますのは、人事案件1件でございます。

それでは、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は3名にお願いいたしておりますが、このうち、平成6年から4期12年間にわたりお願いいたしております本摩哲人委員の任期がことしの9月30日をもって満了となります。本摩委員におかれましては、これまでのご活躍にかんがみ、再度推薦いたしたいところでございますが、委員の再任における年齢制限が75歳までとなっており、再任することができません。後任者につきましては、全町的に、また学識面、経験面などの要件を踏まえ、多くの候補者の中で、あらゆる角度から総合的に判断いたしました結果、このたびは、佐賀にお住まいの中尾一眞さんを任命いたしたいと存じます。

中尾さんは、昭和15年9月10日生まれの65歳でございます。昭和38年3月に龍谷大学文学部をご卒業後、同年4月から上関中学校教諭を皮切りに、家庭や地域における教育力の低下が叫ばれる昨今、卓越した指導力を発揮され、次世代を担う青少年教育に取り組んでまいりました。その後、平成7年12月からは保護司としても活躍されており、平成13年3月に田布施中学校校長として定年退職されました。退職後、平成15年3月までの2年間、本町社会教育指導委員として、また、平成14年12月からは上関町監査委員としてもご活躍されているところでございます。

以上、中尾さんの略歴を申し上げましたが、人権擁護委員は、国民の基本的な人権の擁護とすべての権利や自由な人権思想の普及、高揚に努める使命が課せられているわけでございます。中尾さんにつきましては、人格識見高く、広く社会の実情に通じておられますので適任と考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会のご意見をお聴きいたすものでございます。なお、主な経歴につきましては議案に添付いたしておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

以上、諮問第1号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） ご異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4．議員派遣の件

議長（平岡 正一君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりとすることに決しました。

日程第5．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（平岡 正一君） 日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長から、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） ご異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（平岡 正一君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成18年第3回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 正 一

署名議員 川 本 健 吾

署名議員 鍛治原 重 雄